

(写)

小議発第111号

平成25年11月22日

小金井市議会議員 様

小金井市議会議長
篠原 ひろし

平成25年第4回小金井市議会定例会の招集
について (通知)

本日付けで告示をした旨市長から通知がありましたので通知します。
なお、下記の案件が送付されておりますので送付します。

記

議案第57号	平成25年度小金井市一般会計補正予算 (第5回)
議案第58号	平成25年度小金井市国民健康保険特別会計補正予算 (第4回)
議案第59号	小金井市市税条例の一部を改正する条例
議案第60号	小金井市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
議案第61号	小金井市社会教育委員の設置に関する条例の一部を改正する条例
議案第62号	小金井市立図書館設置条例の一部を改正する条例
議案第63号	小金井市公民館条例の一部を改正する条例
議案第64号	小金井市保育料徴収条例の一部を改正する条例
議案第65号	東小金井事業創造センター条例
議案第66号	小金井市下水道条例の一部を改正する条例
議案第67号	小金井市有料自転車駐車場条例の一部を改正する条例
議案第68号	東京都市公平委員会共同設置規約の一部を改正する規約
議案第69号	市道路線の認定について
議案第70号	東小金井駅西側高架下自転車駐車場の指定管理者の指定について
その他	工事請負金額1,000万円以上の契約締結についての報告

なお、

- 小金井市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例及び職員の給与に

関する条例の一部を改正する条例
は、市長から送付され次第、後日送付します。

議 長 報 告

1 議員の派遣について

地方自治法第100条第13項及び小金井市議会会議規則第120条第1項の規定に基づき、緊急を要すると認め、議長において次のとおり議員の派遣を決定し、議員を派遣した。

(1) ごみ非常事態宣言・ごみ減量啓発キャンペーン

- ア 目 的 ごみ非常事態宣言の周知、ごみ減量の協力の呼びかけ及びごみ減量啓発グッズを配布するため
- イ 場 所 武蔵小金井駅、東小金井駅、新小金井駅の各駅頭
- ウ 期 日 平成25年11月18日(月)及び平成25年11月28日(木)
- エ 議 員 全議員

一部事務組合議会等活動状況報告

1 東京たま広域資源循環組合議会

選出議員 五十嵐京子議員

※ 今回の一部事務組合議会等活動状況報告は、平成25年8月13日から平成25年11月8日までに開催された各議会の報告である。

東京たま広域資源循環組合議会活動状況報告

1 組合議会開催状況

平成25年10月29日（火） 平成25年第2回組合議会定例会

2 会議の概要

平成25年10月29日（火） 平成25年第2回組合議会定例会

議案8件を審議した。

議案第8号 東京たま広域資源循環組合公告式条例の一部を改正する条例

議案第9号 東京たま広域資源循環組合監査委員条例の一部を改正する条例

議案第10号 東京たま広域資源循環組合組織条例の一部を改正する条例

議案第11号 東京たま広域資源循環組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議案第12号 東京たま広域資源循環組合財政状況の公表に関する条例の一部を改正する条例

以上5件については、いずれも慎重審議の結果、原案のとおり可決することと決定した。

議案第13号 平成24年度東京たま広域資源循環組合一般会計歳入歳出決算の認定について

慎重審議の結果、認定することと決定した。

議案第14号 平成25年度東京たま広域資源循環組合一般会計補正予算（第1号）

議案第15号 財産の処分について

以上2件については、いずれも慎重審議の結果、原案のとおり可決することと決定した。

議案第57号

平成25年度

小金井市

一般会計補正予算

(第5回)

平成25年度小金井市一般会計補正予算（第5回）

平成25年度小金井市の一般会計の補正予算（第5回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ478,303千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ38,904,600千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表債務負担行為補正」による。

平成25年11月29日提出

東京都小金井市長 稲葉孝彦

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
13 国庫支出金		千円 4,978,298	千円 66,632	千円 5,044,930
	1 国庫負担金	4,146,906	61,796	4,208,702
	2 国庫補助金	803,349	4,836	808,185
14 都支出金		4,724,285	65,660	4,789,945
	1 都負担金	1,262,395	24,220	1,286,615
	2 都補助金	2,702,401	41,440	2,743,841
16 寄附金		3,752	18,000	21,752
	1 寄附金	3,752	18,000	21,752
17 繰入金		970,118	302,108	1,272,226
	1 基金繰入金	968,506	300,000	1,268,506
	2 特別会計繰入金	1,612	2,108	3,720
19 諸収入		472,222	25,903	498,125
	5 雑入	421,565	25,903	447,468
歳入合計		38,426,297	478,303	38,904,600

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総 務 費		千円 4,216,344	千円 16,253	千円 4,232,597
	1 総 務 管 理 費	3,369,971	14,744	3,384,715
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	190,246	1,509	191,755
3 民 生 費		16,098,891	373,223	16,472,114
	1 社 会 福 祉 費	6,131,448	92,820	6,224,268
	2 児 童 福 祉 費	6,809,914	145,204	6,955,118
	3 生 活 保 護 費	3,126,691	135,199	3,261,890
4 衛 生 費		3,892,136	59,029	3,951,165
	1 保 健 衛 生 費	927,254	54,800	982,054
	2 清 掃 費	2,964,882	4,229	2,969,111
5 労 働 費		113,546	7,931	121,477
	1 労 働 諸 費	113,546	7,931	121,477
7 商 工 費		224,973	2,732	227,705
	1 商 工 費	224,973	2,732	227,705
8 土 木 費		4,438,970	36,385	4,475,355
	1 土 木 管 理 費	191,738	4,840	196,578
	2 道 路 橋 り よ う 費	1,552,532	13,187	1,565,719
	4 都 市 計 画 費	2,682,833	18,358	2,701,191
9 消 防 費		1,550,357	8,045	1,558,402
	1 消 防 費	1,550,357	8,045	1,558,402
10 教 育 費		4,357,367	42,433	4,399,800
	1 教 育 総 務 費	997,842	11,542	1,009,384
	2 小 学 校 費	992,530	17,246	1,009,776
	3 中 学 校 費	510,432	6,942	517,374
	4 社 会 教 育 費	1,412,131	6,703	1,418,834
13 予 備 費		94,466	△67,728	26,738
	1 予 備 費	94,466	△67,728	26,738
歳 出 合 計		38,426,297	478,303	38,904,600

第2表 債務負担行為補正

追加

事 項	期 間	限 度 額
基幹系システム修正委託料 (子ども・子育て支援新制度対応分)	平成25年度～ 平成26年度	17,720千円
基幹系システムLAN敷設 委託料	平成25年度～ 平成26年度	132千円
法人市民税システム移行デ ータ作成等委託料	平成25年度～ 平成26年度	846千円
のびゆくこどもプラン小金 井策定支援委託料	平成25年度～ 平成26年度	6,371千円
商業・工業基礎調査委託料	平成26年度	16,373千円
観光資源連携力育成事業委 託料	平成26年度	25,532千円
公園等利用実態調査委託料	平成26年度	68,000千円
(仮称)下山谷の森整備工 事	平成25年度～ 平成26年度	21,924千円
防災行政無線デジタル化工 事設計委託料	平成25年度～ 平成26年度	8,243千円

議案第57号資料1

平成25年度

小金井市

一般会計

補正予算事項別明細書

(第5回)

1 総括 歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
13 国庫支出金		千円 4,978,298	千円 66,632	千円 5,044,930
	1 国庫負担金	4,146,906	61,796	4,208,702
	2 国庫補助金	803,349	4,836	808,185
14 都支出金		4,724,285	65,660	4,789,945
	1 都負担金	1,262,395	24,220	1,286,615
	2 都補助金	2,702,401	41,440	2,743,841
16 寄附金		3,752	18,000	21,752
	1 寄附金	3,752	18,000	21,752
17 繰入金		970,118	302,108	1,272,226
	1 基金繰入金	968,506	300,000	1,268,506
	2 特別会計繰入金	1,612	2,108	3,720
19 諸収入		472,222	25,903	498,125
	5 雑入	421,565	25,903	447,468
歳入合計		38,426,297	478,303	38,904,600

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総 務 費		千円 4,216,344	千円 16,253	千円 4,232,597
	1 総 務 管 理 費	3,369,971	14,744	3,384,715
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	190,246	1,509	191,755
3 民 生 費		16,098,891	373,223	16,472,114
	1 社 会 福 祉 費	6,131,448	92,820	6,224,268
	2 児 童 福 祉 費	6,809,914	145,204	6,955,118
	3 生 活 保 護 費	3,126,691	135,199	3,261,890
4 衛 生 費		3,892,136	59,029	3,951,165
	1 保 健 衛 生 費	927,254	54,800	982,054
	2 清 掃 費	2,964,882	4,229	2,969,111
5 労 働 費		113,546	7,931	121,477
	1 労 働 諸 費	113,546	7,931	121,477
7 商 工 費		224,973	2,732	227,705
	1 商 工 費	224,973	2,732	227,705
8 土 木 費		4,438,970	36,385	4,475,355
	1 土 木 管 理 費	191,738	4,840	196,578
	2 道 路 橋 り よ う 費	1,552,532	13,187	1,565,719
	4 都 市 計 画 費	2,682,833	18,358	2,701,191
9 消 防 費		1,550,357	8,045	1,558,402
	1 消 防 費	1,550,357	8,045	1,558,402
10 教 育 費		4,357,367	42,433	4,399,800
	1 教 育 総 務 費	997,842	11,542	1,009,384
	2 小 学 校 費	992,530	17,246	1,009,776
	3 中 学 校 費	510,432	6,942	517,374
	4 社 会 教 育 費	1,412,131	6,703	1,418,834
13 予 備 費		94,466	△67,728	26,738
	1 予 備 費	94,466	△67,728	26,738
歳 出 合 計		38,426,297	478,303	38,904,600

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 都 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円
		710	15,543
		710	14,034
			1,509
115,391		19,306	238,526
50,985			41,835
51,051			94,153
13,355		19,306	102,538
1,464			57,565
1,464			53,336
			4,229
7,931			
7,931			
			2,732
			2,732
		18,000	18,385
			4,840
			13,187
		18,000	358
993			7,052
993			7,052
6,513			35,920
6,513			5,029
			17,246
			6,942
			6,703
			△67,728
			△67,728
132,292		38,016	307,995

2 歳 入

款 13 国庫支出金

項 1 国庫負担金

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
1 民生費国庫負担金	千円 4,144,326	千円 61,796	千円 4,206,122	1 社会福祉費負担金	千円 42,213
				2 児童福祉費負担金	6,228
				6 生活保護費等負担金	13,355

款 13 国庫支出金

項 2 国庫補助金

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
1 民生費国庫補助金	千円 116,028	千円 2,597	千円 118,625	1 社会福祉費補助金	千円 985
				2 児童福祉費補助金	1,612
4 教育費国庫補助金	34,892	2,239	37,131	3 幼稚園就園奨励費補助金	2,239

款 14 都支出金

項 1 都負担金

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
1 民生費都負担金	千円 1,260,907	千円 24,220	千円 1,285,127	1 社会福祉費負担金	千円 21,106
				2 児童福祉費負担金	3,114

説	明	千円
3 障害者自立支援給付費負担金 (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第95条)	(自立生活支援課)	42,213
2 保育所運営費負担金 (児童福祉法第53条)	(保 育 課)	6,228
1 生活保護費等負担金 (生活保護法第75条)	(地 域 福 祉 課)	13,355

説	明	千円
2 地域生活支援事業費等補助金 (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第95条)	(自立生活支援課)	985
3 子育て支援交付金 (子育て支援交付金交付要綱)	(子育て支援課)	1,612
1 幼稚園就園奨励費補助金 (幼稚園就園奨励費補助金交付要綱)	(学 務 課)	2,239

説	明	千円
5 障害者自立支援給付費負担金 (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第94条)	(自立生活支援課)	21,106
3 保育所運営費負担金 (児童福祉法第55条)	(保 育 課)	3,114

款 14 都支出金

項 2 都補助金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
2 民生費都補助金	千円 1,279,475	千円 28,242	千円 1,307,717	1 社会福祉費補助金	千円 △ 13,319
				2 児童福祉費補助金	41,561
4 労働費都補助金	98,579	7,931	106,510	1 労働諸費補助金	7,931
8 教育費都補助金	134,645	4,274	138,919	2 私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業費補助金	4,274
9 消防費都補助金	0	993	993	1 消防費補助金	993

款 16 寄附金

項 1 寄附金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
2 土木費寄附金	千円 3,583	千円 18,000	千円 21,583	2 緑化事業寄附金	千円 18,000

説	明	千円
9 地域生活支援事業費等補助金 (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第94条)	(自立生活支援課)	492
10 障害者施策推進区市町村包括補助事業補助金 (障害者施策推進区市町村包括補助事業実施要綱)	(自立生活支援課)	1,782
17 重度訪問介護等の利用促進に係る区市町村支援事業費補助金 (重度訪問介護等の利用促進に係る区市町村支援事業費補助金交付要綱)	(自立生活支援課)	△ 15,593
4 認証保育所運営費等補助金 (東京都認証保育所運営費等補助要綱)	(保 育 課)	7,061
17 児童虐待防止対策強化事業補助金 (子育て支援対策臨時特例交付金交付要綱、児童虐待防止対策強化事業補助要綱)	(子育て支援課)	1,582
18 保育士等処遇改善臨時特例事業費補助金 (子育て支援対策臨時特例交付金交付要綱、保育士等処遇改善臨時特例事業補助要綱)	(保 育 課)	18,245
19 マンション等併設型保育所設置促進事業費補助金 (子育て支援対策臨時特例交付金交付要綱、マンション等併設型保育所設置促進事業費補助金交付要綱)	(保 育 課)	4,800
20 保育従事職員等処遇改善事業費補助金 (東京都保育従事職員等処遇改善事業補助金交付要綱)	(保 育 課)	9,873
1 緊急雇用創出事業臨時特例補助金 (東京都緊急雇用創出事業臨時特例補助金交付要綱)	(経 済 課)	7,931
1 私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業費補助金 (私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業費補助金交付要綱)	(学 務 課)	4,274
事業費	(4,264)
事務費	(10)
1 多摩移管120周年市町村消防団訓練強化費補助金 (多摩移管120周年市町村消防団訓練強化費補助金交付要綱)	(地 域 安 全 課)	993

説	明	千円
1 緑化事業寄附金	(環 境 政 策 課)	18,000

款 17 繰入金

項 1 基金繰入金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1 財政調整基金繰入金	千円 640,000	千円 300,000	千円 940,000	1 財政調整基金繰入金	千円 300,000

款 17 繰入金

項 2 特別会計繰入金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
2 国民健康保険特別会計繰入金	千円 0	千円 2,108	千円 2,108	1 国民健康保険特別会計繰入金	千円 2,108

款 19 諸収入

項 5 雑入

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1 過年度収入	千円 2	千円 5,605	千円 5,607	1 過年度収入	千円 5,605
3 弁償金	2,698	19,517	22,215	1 弁償金	19,517
10 雑入	418,062	781	418,843	1 雑入	781

説	明	千円
1 財政調整基金繰入金	(財 政 課)	300,000

説	明	千円
1 国民健康保険特別会計繰入金	(財 政 課)	2,108

説	明	千円
16 平成24年度母子生活支援施設措置費国庫負担金追加交付金	(子育て支援課)	691
17 平成24年度母子生活支援施設措置費都負担金追加交付金	(子育て支援課)	486
18 平成24年度障害者自立支援給付費国庫負担金追加交付金	(自立生活支援課)	2,952
19 平成24年度障害者自立支援給付費都負担金追加交付金	(自立生活支援課)	1,476
1 弁 償 金	(地 域 福 祉 課)	19,517
48 イメージキャラクター商品化権使用許諾料	(経 済 課)	421
54 市町村立美術館活性化事業助成金 (市町村立美術館活性化事業実施要綱)	(コミュニティ文)	360

3 歳 出

款 2 総 務 費

項 1 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 一般管理費	1,513,642	8,618	1,522,260			
2 文書管理費	364,445	3,518	367,963			
3 広報広聴費	60,867	350	61,217			350
7 財産管理費	326,836	40	326,876			350
8 企画調整費	20,753	77	20,830			
9 市民施設費	74,406	1,058	75,464			
10 市民文化費	297,448	1,083	298,531			360

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
8,618			
8,618	11 需用費 6 光熱水費	8,618 8,618	9 庁舎維持管理に要する経費 (管 財 課) 8,618 11 需 用 費 (8,618) 光 熱 水 費 8,618
3,518			
3,518	13 委託料	3,518	4 内部情報システムに要する経 費 (情報システム課) 3,518 13 委 託 料 (3,518) 内部情報パーソナルコンピュータ設定作業 委託料 3,518
	14 使用料及び賃借料	350	4 イメージキャラクター広報活 動に要する経費 () 350 (2) 経済課関係経費 350 14 使用料及び賃借料 (350) イメージキャラクター商品化権使用許諾料 350
40			
40	12 役務費 3 保険料	40 40	2 車両管理に要する経費 (管 財 課) 40 12 役 務 費 (40) 自動車損害賠償責任保険料 40
77			
77	1 報酬	51	5 指定管理者選定委員会に要す る経費 (企 画 政 策 課) 77 1 報 酬 (51) 指定管理者選定委員会委員報酬 51 13 委 託 料 (26) 指定管理者選定委員会会議録作成委託料 26
	13 委託料	26	
1,058			
1,058	11 需用費 6 光熱水費	1,058 1,058	2 集会施設の維持管理に要する 経費 (コミュニティ文) 1,058 11 需 用 費 (1,058) 光 熱 水 費 1,058
723			
723	7 賃金	168	7 はげの森美術館の維持管理に 要する経費 (コミュニティ文) 723 11 需 用 費 (723)
	9 旅費	182	

款 2 総務費

項 1 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源		
				国都支出金	地方債	その他
10 市民文化費	千円	千円	千円	千円	千円	千円
						360

一般財源	節		説	明
	区 分	金 額		
千円		千円		千円
			光熱水費	723
	11 需用費	723		
	6 光熱水費	723	8 はげの森美術館事業に要する	
			経費 (コミュニティ文)	360
	12 役務費	10		
	1 郵便料	10	7 賃 金	(168)
			事務補助員賃金	168
			9 旅 費	(182)
			特別旅費	182
			12 役 務 費	(10)
			郵便料	10

款 2 総務費

項 3 戸籍住民基本台帳費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 戸籍住民基本台帳費	190,246	1,509	191,755			

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
1,509			
1,509	1 報酬	1,509	3 住民基本台帳事務に要する経費 (市 民 課) 1,509
			1 報 酬 (1,509) 住民基本台帳等業務非常勤嘱託職員報酬 1,509

款 3 民生費

項 1 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 社会福祉総務費	765,235	11,545	776,780			
2 障害者福祉費	1,308,042	81,275	1,389,317	50,985		
				1,477		
				49,508		

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
11,545			
7,455	20 扶助費	7,455	11 難病者福祉手当支給に要する経費 (自立生活支援課) 7,455
4,090	23 償還金利子及び割引料	4,090	20 扶助費 (7,455) 難病者福祉手当 7,455
			32 返還金・還付金 () 4,090
			(1) 自立生活支援課関係経費 3,278
			23 償還金利子及び割引料 (3,278)
			平成24年度障害者医療費国庫負担金返還金 2,185
			平成24年度障害者医療費都負担金返還金 1,093
			(2) 地域福祉課関係経費 812
			23 償還金利子及び割引料 (812)
			平成24年度セーフティネット支援対策等事業費国庫補助金返還金 812
30,290			
493	13 委託料	137	19 地域生活支援事業に要する経費 (自立生活支援課) 1,970
	20 扶助費	74,978	20 扶助費 (1,970) 移動支援費 1,970
23,500	23 償還金利子及び割引料	6,160	24 介護給付に要する経費 (自立生活支援課) 73,008
			20 扶助費 (73,008) 介護給付費 73,008
137			27 介護給付費・訓練等給付費事務に要する経費 (自立生活支援課) 137
			13 委託料 (137) 給付費支払事務委託料 137
6,160			32 返還金・還付金 (自立生活支援課) 6,160
			23 償還金利子及び割引料 (6,160)
			平成24年度障害者施策推進区市町村包括補助事業都補助金返還金 6,160

款 3 民 生 費

項 2 児 童 福 祉 費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 児童福祉総務費	3,322,996	87,555	3,410,551	34,648		
				23,045		
				1,262		
				468		

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
52,907			
1,138	13 委託料	936	5 愛育手当支給に要する経費 (子育て支援課) 1,138
	18 備品購入費	1,262	20 扶助費 (1,138) 愛育手当 1,138
33,258	19 負担金補助及び交付金	68,093	8 民間保育所助成に要する経費 (保育課) 56,303
	20 扶助費	1,138	19 負担金補助及び交付金 (56,303) 民間保育所補助金 30,858 民間保育所賃借料補助金 7,200 保育士等処遇改善臨時特例事業費補助金 18,245
1,917	23 償還金利子及び割引料	16,126	10 保育室等保護者助成に要する経費 (保育課) 1,917
			19 負担金補助及び交付金 (1,917) 保育室等保護者助成金 1,917
			13 子ども家庭支援センター運営に要する経費 (子育て支援課) 1,262
468			18 備品購入費 (1,262) 輸送用機器類 1,262
			19 養育支援訪問事業に要する経費 (子育て支援課) 936
16,126			13 委託料 (936) 育児支援ヘルパー派遣委託料 936
			24 返還金・還付金 () 16,126
			(1) 保育課関係経費 3,308
			23 償還金利子及び割引料 (3,308) 平成24年度待機児解消区市町村支援事業都補助金返還金 91 平成24年度一時預かり事業・定期利用保育事業費都補助金返還金 2,174 平成24年度認証保育所運営費等都補助金返還金 501 平成24年度保育対策等促進事業費都補助金返還金 542
			(2) 子育て支援課関係経費 3,412
			23 償還金利子及び割引料 (3,412) 平成24年度子ども家庭支援区市町村包括補助事業都補助金返還金 3,271 平成24年度児童措置費都負担金返還金助産施設措置費 141
			(3) 自立生活支援課関係経費 9,406
			23 償還金利子及び割引料 (9,406) 平成24年度障害児通所給付費国庫負担金返還金 6,337 平成24年度障害児通所給付費都負担金返還金 3,069

款 3 民 生 費

項 2 児 童 福 祉 費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 児童福祉総務費				9,873		
2 児童措置費	1,240,599	38,358	1,278,957	16,403		
				9,342		
				7,061		
3 児童福祉施設費	75,598	1,055	76,653			
4 保育園費	1,767,738	17,253	1,784,991			
5 学童保育所費	257,844	614	258,458			

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
			25 認可外保育施設助成に要する 経費 (保 育 課) 9,873
			19 負担金補助及び交付金 (9,873) 保育従事職員等処遇改善事業費補助金 9,873
21,955			
13,304	13 委託料	22,646	2 民間保育所等運営に要する経 費 (保 育 課) 22,646
	19 負担金補助及び交 付金	15,712	13 委 託 料 (22,646) 保育所運営等委託料 22,646
1,590			3 保育室・家庭福祉員運営事業 に要する経費 (保 育 課) 1,590
			19 負担金補助及び交付金 (1,590) 保育室定期利用保育事業補助金 1,590
7,061			5 認証保育所運営に要する経費 (保 育 課) 14,122
			19 負担金補助及び交付金 (14,122) 認証保育所運営費等補助金 14,122
1,055			
1,055	11 需用費 6 光熱水費	1,055 1,055	2 児童館維持管理に要する経費 (児 童 青 少 年 課) 1,055
			11 需 用 費 (1,055) 光 熱 水 費 1,055
17,253			
8,050	1 報酬	6,067	2 保育園維持管理に要する経費 (保 育 課) 8,050
	7 賃金	3,136	11 需 用 費 (7,880) 光 熱 水 費 7,880
	11 需用費 6 光熱水費	7,880 7,880	12 役 務 費 (170) 電 話 料 170
9,203	12 役務費 2 電話料	170 170	3 保育園運営に要する経費 (保 育 課) 9,203
			1 報 酬 (6,067) 市立保育園11時間保育等非常勤嘱託職員 報酬 1,988 市立保育園給食調理非常勤嘱託職員報酬 4,079
			7 賃 金 (3,136) 保育士補助員賃金 3,136
614			
614	11 需用費 6 光熱水費	614 614	1 学童保育所維持管理に要する 経費 (児 童 青 少 年 課) 614
			11 需 用 費 (614)

款 3 民 生 費

項 2 児 童 福 祉 費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
5 学童保育所費						
7 母子福祉費	38,037	159	38,196			
8 児童発達支援センター費	92,190	210	92,400			

一般財源	節		説	明
	区 分	金 額		
千円		千円		千円
			光熱水費	614
159				
159	23 償還金利息及び割引料	159	7 返還金・還付金 (子育て支援課)	159
			(1) 子育て支援課関係経費	159
			23 償還金利息及び割引料 (159)
			平成24年度ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業都補助金返還金	159
210				
210	11 需用費 7 光熱水費	210 210	1 児童発達支援センター維持管理に要する経費 (自立生活支援課)	210
			11 需用費 (210)
			光熱水費	210

款 3 民生費

項 3 生活保護費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 生活保護総務費	131,799	97,242	229,041			
2 扶助費	2,990,267	37,957	3,028,224	13,355		19,306
				13,355		19,306

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
97,242			
415	11 需用費 5 印刷製本費	50 50	2 生活保護事務に要する経費 (地域福祉課) 415
	12 役務費 1 郵便料	365 365	11 需用費 (50) 印刷製本費 50 12 役務費 (365) 郵便料 365
96,827	23 償還金利子及び割引料	96,827	3 返還金・還付金 (地域福祉課) 96,827
			23 償還金利子及び割引料 (96,827) 平成24年度生活保護費等国庫負担金返還金 87,051 平成24年度生活保護費等都負担金返還金 9,776
5,296			
5,296	20 扶助費	37,957	1 生活保護扶助に要する経費 (地域福祉課) 37,957
			20 扶助費 (37,957) 生活保護扶助 37,957

款 4 衛生費

項 1 保健衛生費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 保健衛生総務費	654,902	21,181	676,083	1,464		
				1,464		
3 予防接種費	230,403	28,010	258,413			
5 環境対策費	31,501	5,609	37,110			

一般財源	節		説明
	区分	金額	
千円		千円	千円
19,717			
2,155	11 需用費 6 光熱水費	2,155 2,155	3 小金井市保健センターの維持 管理に要する経費 (健康課) 2,155
8,247	13 委託料	17,645	11 需用費 光熱水費 (2,155) 2,155
	18 備品購入費	320	4 妊婦健康診査に要する経費 (健康課) 8,247
1,176	23 償還金利子及び割引料	1,061	13 委託料 妊婦健康診査委託料 (8,247) 8,247
			6 新生児・妊産婦訪問指導に要 する経費 (健康課) 2,640
7,078			13 委託料 新生児及び妊産婦訪問指導委託料 (2,320) 2,320
			18 備品購入費 輸送用機器類 (139) 医療機器類 181
1,061			14 独自健康診査に要する経費 (健康課) 7,078
			13 委託料 独自健康診査委託料その1 (7,078) 7,078
			31 返還金・還付金 (健康課) 1,061
			23 償還金利子及び割引料 (1,061) 平成24年度疾病予防対策事業費等国庫補 助金返還金 1,061
28,010			
12,746	13 委託料	28,010	9 ヒブワクチン接種に要する経 費 (健康課) 12,746
15,264			13 委託料 ヒブワクチン個別接種委託料 (12,746) 12,746
			11 小児用肺炎球菌ワクチン接種 に要する経費 (健康課) 15,264
			13 委託料 小児用肺炎球菌ワクチン個別接種委託料 (15,264) 15,264
5,609			
5,609	19 負担金補助及び交 付金	5,609	3 環境対策事務に要する経費 (環境政策課) 5,609
			19 負担金補助及び交付金 (5,609) 雨水貯留施設設置補助金 103 住宅用新エネルギー機器等普及促進補助金 5,506

款 4 衛 生 費

項 2 清 掃 費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 清掃総務費	335,165	201	335,366			
2 塵芥処理費	2,211,067	4,028	2,215,095			

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
201			
201	11 需用費 6 光熱水費	201 201	2 清掃分室維持管理に要する経費 (ごみ対策課) 201
			11 需用費 (201) 光熱水費 201
4,028			
2,197	11 需用費 6 光熱水費	1,659 1,659	2 塵芥処理に要する経費 (ごみ対策課) 2,197
	13 委託料	2,369	13 委託料 (2,197) 不燃ごみ運搬委託料 212 不燃ごみ資源化処理委託料 1,985
1,659			3 中間処理場維持管理に要する経費 (ごみ対策課) 1,659
			11 需用費 (1,659) 光熱水費 1,659
172			5 資源ごみ回収に要する経費 (ごみ対策課) 172
			13 委託料 (172) 空きビン回収運搬委託料その1 172

款 5 労働費

項 1 労働諸費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 労働諸費	113,546	7,931	121,477	7,931		
				7,931		

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
	13 委託料	7,931	3 緊急雇用創出事業に要する経費 () 7,931 (3) 経済課関係経費 3,530 13 委託料 (3,530) 商業・工業基礎調査委託料 1,832 観光資源連携力育成事業委託料 1,698 (9) 環境政策課関係経費 4,401 13 委託料 (4,401) 公園等利用実態調査委託料 4,401

款 7 商 工 費

項 1 商 工 費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
2 商工振興費	142,952	2,732	145,684			

一般財源	節		説明
	区分	金額	
千円		千円	千円
2,732			
2,732	11 需用費	495	1 商工振興に要する経費 (経 済 課) 2,732
	1 消耗品費	425	11 需用費 (495)
	6 光熱水費	70	消耗品費 425
	12 役務費	22	光熱水費 70
	1 郵便料	3	12 役 務 費 (22)
	2 電話料	11	郵便料 3
	5 手数料	1	電話料 11
	6 その他の役務費	7	事業系ごみ処理手数料 1
	14 使用料及び賃借料	14	回線使用料 7
			14 使用料及び賃借料 (14)
			電子複写機使用料その2 14
	18 備品購入費	2,201	18 備品購入費 (2,201)
			ベンチャー・SOHO事務所一般機器類 1,603
			ベンチャー・SOHO事務所維持管理機器類 320
			ベンチャー・SOHO事務所医療機器類 278

款 8 土 木 費

項 1 土木管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 土木総務費	191,738	4,840	196,578			

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
4,840			
174	19 負担金補助及び交付金	4,666	2 土木一般管理に要する経費 () 174
	22 補償補填及び賠償金	174	(2) 道路管理課関係経費 174 22 補償補填及び賠償金 (174) 道路等事故賠償金 174
4,666			3 コミュニティバスに要する経費 (交通対策課) 4,666
			19 負担金補助及び交付金 (4,666) コミュニティバス運行補助金 4,666

款 8 土 木 費

項 2 道路橋りょう費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
5 街路灯照明費	49,212	9,800	59,012			
6 交通安全対策費	510,151	3,387	513,538			

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
9,800			
9,800	11 需用費 6 光熱水費	9,800 9,800	1 街路灯維持管理に要する経費 (交通対策課) 9,800 11 需用費 (9,800) 光熱水費 9,800
3,387			
3,387	12 役務費 5 手数料	304 304	3 自転車対策に要する経費 (交通対策課) 3,387 12 役 務 費 (304) 不動産鑑定手数料 304
	13 委託料	3,083	13 委 託 料 (3,083) 放置禁止区域PR用路面シール作製設置委 託料 248 放置禁止区域標識撤去新設委託料 2,835

款 8 土 木 費

項 4 都市計画費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
5 公園緑地費	136,431	358	136,789			
8 みどりと公園基金費	36	18,000	18,036			18,000
						18,000

一般財源	節		説	明
	区 分	金 額		
千円		千円		千円
358				
358	11 需用費 6 光熱水費	358 358	1 児童遊園・子供広場維持管理 に要する経費 (環境政策課)	358
			11 需用費 光熱水費	(358) 358
	25 積立金	18,000	1 みどりと公園基金積立金 (環境政策課)	18,000
			25 積立金 みどりと公園基金積立金 (積立元金)	(18,000) 18,000

款 9 消 防 費

項 1 消 防 費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
2 非常備消防費	71,135	8,045	79,180	993		
				993		--

一般財源	節		説	明
	区 分	金 額		
千円		千円		千円
7,052				
7,052	9 旅費	6,916	2 消防団活動に要する経費 (地域安全課)	8,045
	11 需用費	829	9 旅 費	(6,916)
	1 消耗品費	693	費用弁償	6,916
	6 光熱水費	136	11 需用費	(829)
			消耗品費	693
	18 備品購入費	300	光熱水費	136
			18 備品購入費	(300)
			消防防災機器類	300

款 10 教育費

項 1 教育総務費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
2 事務局費	831,292	11,542	842,834	6,513		
				6,513		

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
5,029			
5,029	19 負担金補助及び交付金	11,542	3 私立幼稚園補助金に要する経費 (学 務 課) 11,542
			19 負担金補助及び交付金 (11,542)
			私立幼稚園等就園奨励費補助金 6,859
			私立幼稚園等園児保護者補助金 4,683

款 10 教育費

項 2 小学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 学校管理費	555,056	17,188	572,244			
2 教育振興費	97,460	58	97,518			

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
17,188			
17,188	11 需用費 6 光熱水費	17,188 17,188	2 学校運営に要する経費 () 17,188
			(2) 学務課関係経費 17,188
			11 需用費 (17,188)
			光熱水費 17,188
58			
58	18 備品購入費	58	1 教育振興に要する経費 (学 務 課) 58
			18 備品購入費 (58)
			教育振興備品 58

款 10 教育費

項 3 中学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 学校管理費	219,482	6,806	226,288			
2 教育振興費	81,133	136	81,269			

一般財源	節		説明
	区分	金額	
千円		千円	千円
6,806			
6,806	11 需用費 6 光熱水費	6,647 6,647	2 学校運営に要する経費 () 6,806
	18 備品購入費	159	(2) 学務課関係経費 6,806 11 需用費 (6,647) 光熱水費 6,647 18 備品購入費 (159) 学校管理備品 159
136			
136	18 備品購入費	136	1 教育振興に要する経費 (学務課) 136
			18 備品購入費 (136) 教育振興備品 136

款 10 教育費

項 4 社会教育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
2 公民館費	797,554	6,023	803,577			
3 図書館費	171,063	680	171,743			

一般財源	節		説明
	区分	金額	
千円		千円	千円
6,023			
2,413	11 需用費	2,669	2 公民館維持管理に要する経費 (公民館) 2,413
	5 印刷製本費	256	
	6 光熱水費	2,413	11 需用費 (2,413) 光熱水費 2,413
3,610	19 負担金補助及び交付金	3,354	9 その他公民館事業に要する経費 (公民館) 3,610
			11 需用費 (256) 印刷製本費 256
			19 負担金補助及び交付金 (3,354) 市民の図書館・公民館こがねい運営費等補助金 (運営初期費用) 3,354
680			
680	11 需用費	680	2 図書館維持管理に要する経費 (図書館) 680
	6 光熱水費	680	11 需用費 (680) 光熱水費 680

款 13 予 備 費

項 1 予 備 費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 予 備 費	94,466	△ 67,728	26,738			

一般財源	節		説明
	区 分	金 額	
千円 △ 67,728		千円	千円 ✓

給与費明細書

特別職

(単位：千円)

区分	職員数 (人)	給 与 費						共済費	合計	
		報酬	給料	期 末 手 当	勤 勉 手 当	その他 の手当	計			
補正後	長 等	3		31,380	12,397		115	43,892	7,156	51,048
	議 員	24	143,580		56,715			200,295	78,211	278,506
	その他	1,305	786,578					786,578	94,803	881,381
	計	1,332	930,158	31,380	69,112		115	1,030,765	180,170	1,210,935
補正前	長 等	3		31,380	12,397		115	43,892	7,156	51,048
	議 員	24	143,580		56,715			200,295	78,211	278,506
	その他	1,299	778,951					778,951	94,803	873,754
	計	1,326	922,531	31,380	69,112		115	1,023,138	180,170	1,203,308
比較	長 等									
	議 員									
	その他	6	7,627					7,627		7,627
	計	6	7,627					7,627		7,627

その他の手当は、通勤手当115千円である。

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書補正

(単位:千円)

事 項	限 度 額	平成24年度末までの 支出(見込)額		平成25年度 支 出 予 定 額	左の財源内訳			
		期 間	金 額		特 定 財 源			一 般 財 源
					国 都 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
基幹系システム修正委託料 (子ども・子育て支援新制度対応分)	17,720			17,720	17,720			0
基幹系システムLAN敷設委託料	132			132	132			0
法人市民税システム 移行データ作成等委託料	846			846				846
のびゆくこどもプラン小金井 策定支援委託料	6,371			6,371				6,371
商業・工業基礎調査委託料	16,373			16,373	16,373			0
観光資源連携力育成事業委託料	25,532			25,532	25,532			0
公園等利用実態調査委託料	68,000			68,000	68,000			0
(仮称)下山谷の森整備工事	21,924			21,924			21,924	0
防災行政無線計器委託料	8,243			8,243				8,243

平成25年度 基金現在高調へ

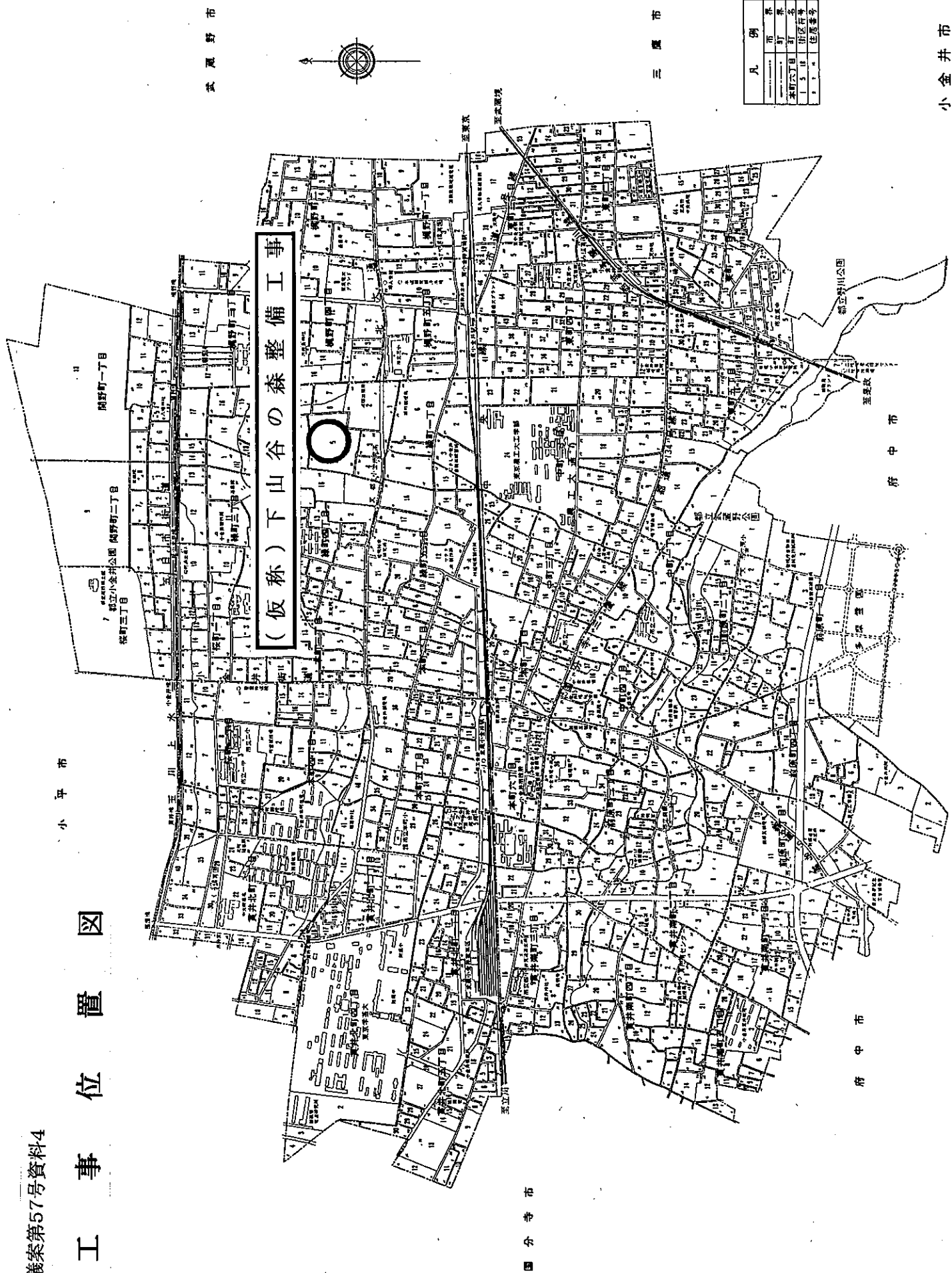
(単位:千円)

NO	基金名	区分	平成24年度末現在高(A)	平成25年度当初予算(B)	予算補正状況			補正後額の計(D)	平成25年度予定額の計(E)	平成25年度末現在高見込額(F)=(A)+(D)-(E)
					第2回9月	第5回12月	正額(C)			
1	財政調整基金	元金 利息計	1,112,589	357 357	700,000 700,000		700,000 357 700,357	550,000 390,000 940,000	872,946	
2	職員退職手当基金	元金 利息計	9,405	3 3			3 3		9,408	
3	庁舎建設基金	元金 利息計	399,619	126 126			126 126		399,745	
4	地域センター等建設基金	元金 利息計	95,484	47 47			47 47	95,531 95,531		
5	地域福祉基金	元金 利息計	28,383	10 10			10 10	2,770 2,770	25,623	
6	環境基金	元金 利息計	1,158,464	200,000 664 200,664	200,000 200,000		200,000 664 400,664		1,559,128	
7	都市再開発整備基金	元金 利息計	3,015	11 11			11 11		3,026	
8	鉄道線増立体化整備基金	元金 利息計	207,480	195 195			195 195	207,675 207,675		
9	みどり公園基金	元金 利息計	69,349	23 23	13 13	18,000	18,013 23 18,036	7,500 7,500	79,885	
10	市営住宅整備基金	元金 利息計	51,903	3,142 16 3,158			3,142 16 3,158	3,400 3,400	51,661	
11	教育施設整備基金	元金 利息計	13,593	5 5			5 5	11,630 11,630	1,968	
12	土地開発基金	元金 利息計	65	1 1			1 1		66	
合	計	元金 利息計	3,149,349	203,142 1,458 204,600	900,013 0 900,013	18,000 0 18,000	918,013 0 918,013	1,121,155 1,458 1,122,613	878,506 390,000 1,268,506	3,003,456

緊急雇用創出事業調べ

事業名 事業内容	事業担当課	形態	年度	事業費 A	全労働者数		新規雇用者数	
					人件費 B 割合(B/A)	人件費 C 割合(C/A)		
商業・工業基礎調査事業委託 産業振興プランを平成27年度に改訂するにあたり、必要な資料を作成する。平成25年度に各調査項目の具体的な内容の検討を、平成26年度に調査を実施する。 ・商業調査 既往消費者買物調査の分析、商店街経営者意識調査、競合店舗調査、調査結果の分析、調査報告書の作成 ・工業調査 市内製造業、情報通信系事業所等対象のアンケート・ヒアリング調査、調査結果の分析、調査報告書の作成	経済課	委託	25	1,832千円	4人 1,622千円 88.5%	3人 1,203千円 65.7%		
			26	16,373千円	4人 12,617千円 77.1%	3人 10,719千円 65.5%		
観光資源連携力育成事業委託 市内の観光・地域資源を活用し、観光・商業の連携を図り、市を訪れた方が市内の商店を利用していただく仕組みづくりを行う。まちなか観光案内事業のレベルアップを図るため、まちなか観光案内人の二期生の募集やコーディネータの育成を行う。 平成25年度に企画の具体的な内容や事業実施のための検討を、平成26年度に具体的な事業を行う。 また、観光資源のPRに非常に有効なガイドブック、てくてくマップの時点修正及び増刷を行い、活用する。	経済課	委託	25	1,698千円	4人 1,302千円 76.7%	3人 1,134千円 66.8%		
			26	25,532千円	4人 13,867千円 54.3%	3人 12,830千円 50.3%		
公園等の利用実態調査 公園等の利用の拡大と快適な活用を目指すために、また災害時等の都市活動を支える重要なインフラとしての役割を認知してもらうために、公園等の利用実態を調査する（来園者へのアンケート・ヒアリング）。また、調査に付帯して公園制札板の夜間対応化、公園灯の蓄電池LED化を行い、公園の照度確保や一時避難所等としての公園の位置付けの周知を行う。 調査予定対象公園等内訳 都市公園：11か所 児童遊園：33か所 緑地：2か所	環境政策課	委託	25	4,401千円	15人 3,130千円 71.1%	13人 2,402千円 54.6%		
			26	68,000千円	17人 53,624千円 78.9%	13人 40,708千円 59.9%		
平成25年度 小計				7,931千円	23人 6,054千円 76.3%	19人 4,739千円 59.8%		
平成26年度 小計 (債務負担行為分、新規雇用者は平成25年度から継続)				109,905千円	25人 80,108千円 72.9%	19人 64,257千円 58.5%		
合計				117,836千円	25人 86,162千円 73.1%	19人 68,996千円 58.6%		

工事位置図



補助対象経費等概要

1 目的

市民協働・公民連携の下に設立された任意団体「市民の図書館・公民館
こがねい」に対し、運営費等に要する経費を補助することにより、(仮称)
貫井北町地域センターの開設までの運営準備体制を整え、開設当初から、
安定した質の高いサービスの提供に寄与することを目的とする。

2 補助対象期間

平成 26 年 1 月 1 日～3 月 31 日

3 補助対象経費

3, 353, 686 円

4 補助対象となる事務内容

- ・理事会及び正副理事長会対応
- ・職員募集・選考に関する事務
- ・職員の人材育成に係る事務
- ・会費納入事務
- ・契約締結事務
- ・報酬等支払事務
- ・会計処理事務
- ・臨時総会対応
- ・雇用主としての諸手続き
- ・税制上の諸手続き準備
- ・広報・宣伝活動
- ・その他開設に向けた諸準備

議案第58号

平成25年度

小金井市

国民健康保険特別会計

補正予算

(第4回)

平成25年度小金井市国民健康保険特別会計補正予算（第4回）

平成25年度小金井市の国民健康保険特別会計の補正予算（第4回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,108千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10,039,423千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成25年11月29日提出

東京都小金井市長 稲葉孝彦

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金		千円 2,086,969	千円 2,108	千円 2,089,077
	2 国庫補助金	100,001	2,108	102,109
歳 入 合 計		10,037,315	2,108	10,039,423

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
11 諸 支 出 金		千円 24,789	千円 2,175	千円 26,964
	1 償還金及び還付金	24,789	67	24,856
	2 繰 出 金	0	2,108	2,108
12 予 備 費		98,188	△67	98,121
	1 予 備 費	98,188	△67	98,121
歳 出 合 計		10,037,315	2,108	10,039,423

議案第58号資料

平成25年度

小金井市

国民健康保険特別会計

補正予算事項別明細書

(第4回)

1 総括
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金		千円 2,086,969	千円 2,108	千円 2,089,077
	2 国庫補助金	100,001	2,108	102,109
歳入合計		10,037,315	2,108	10,039,423

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
11 諸 支 出 金		千円 24,789	千円 2,175	千円 26,964
	1 償 還 金 及 び 還 付 金	24,789	67	24,856
	2 繰 出 金	0	2,108	2,108
12 予 備 費		98,188	△67	98,121
	1 予 備 費	98,188	△67	98,121
歳 出 合 計		10,037,315	2,108	10,039,423

補正額の財源内訳			
特定財源			一般財源
国都支出金	地方債	その他	
千円 2,108	千円	千円	千円 67
			67
2,108			
			△67
			△67
2,108			0

2 歳 入

款 3 国庫支出金

項 2 国庫補助金

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
	千円	千円	千円		千円
1 財政調整交付金	100,001	2,108	102,109	1 財政調整交付金	2,108

説	明
2 特別調整交付金 (国民健康保険法第72条)	(保険年金課) 千円 2,108

3 歳 出

款 11 諸 支 出 金

項 1 償 還 金 及 び 還 付 金

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
5 償 還 金	13,189	67	13,256			

一般財源	節		説	明
	区 分	金 額		
千円		千円		千円
67				
67	23 償還金利子及び割引料	67	1 交付金等の返還金	(保 険 年 金 課) 67
			23 償還金利子及び割引料	(67)
			交付金等の返還金	67

款 11 諸支出金

項 2 繰出金

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源		
				国都支出金	地方債	その他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 繰出金	0	2,108	2,108	2,108		
				2,108		

一般財源	節		説明
	区分	金額	
千円		千円	千円
	28 繰出金	2,108	1 一般会計繰出金 (保険年金課) 2,108
			28 繰出金 (2,108)
			一般会計繰出金 2,108

款 12 予 備 費

項 1 予 備 費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 予 備 費	98,188	△ 67	98,121			

一般財源	節		説明
	区 分	金 額	
千円 △ 67		千円	千円

議案第59号

小金井市市税条例の一部を改正する条例

小金井市市税条例の一部を別紙のように改正する。

平成25年11月29日提出

小金井市長 稲葉孝彦

(提案理由)

地方税法の一部を改正する法律等が公布されたことに伴い、本条例の一部を改正する必要があるため、本案を提出するものであります。

小金井市市税条例の一部を改正する条例

第1条 小金井市市税条例（平成20年条例第26号）の一部を次のように改正する。

第18条第5項及び付則第43条第1項中「第23条第1項第16号」を「第23条第1項第17号」に改める。

第2条 小金井市市税条例の一部を次のように改正する。

第46条第1項中「を当該年度の」の次に「初日の属する年の」を加え、同項第1号を削り、同項第2号を同項第1号とし、同項第3号を同項第2号とする。

第49条第1項中「当該年度の前年度において第46条第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収された年金所得に係る特別徴収税額に相当する額」を「当該特別徴収対象年金所得者に対して課した前年度分の個人の市民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額（当該特別徴収対象年金所得者に係る均等割額を第38条第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収した場合においては、前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額）の2分の1に相当する額（当該額に100円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、当該額が100円未満であるときは100円とする。）」に改める。

付則第10条第4項及び第11条第4項中「付則第43条第1項又は」を「付則第43条第1項、付則第44条第1項又は」に、「株式等」を「一般株式等」に改め、「譲渡所得金額等の金額」の次に「、第44条第1項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」を加える。

付則第15条中「付則第43条第1項」の次に「、付則第44条第1項」を加える。

付則第37条の見出し中「配当所得」を「配当所得等」に改め、同条第1項中「及び次項」及び「において、当該上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の市民税について当該上場株式等の配当等に係る配当所得につきこの項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第18条第4項に規定する申告書を提出したとき」を削り、「配当所得については、同条第1項」を「利子所得及び配当所得については、第18条第1項」に、「配当所得の金額（以下）」を「利子所得の金額及び配当所得の金額として令附則第16条の2の11第3項で定めるところにより計算した金額（以下）」に、「上場株式等に係る配当所得の金額」を「上場株式等に係る配当所得等の金額」に、「課税配当所

得」を「課税配当所得等」に改め、同条第2項中「市民税」を「前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が当該特定上場株式等の配当等の支払を受けべき年の翌年の4月1日の属する年度分の市民税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき前項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第18条第4項に規定する申告書を提出した場合に限り適用するものとし、市民税」に、「上場株式等の配当等」を「特定上場株式等の配当等」に改め、同条第3項第1号、第3号及び第4号中「配当所得」を「配当所得等」に改める。

付則第43条の見出し中「株式等」を「一般株式等」に改め、同条第1項中「株式等に」を「一般株式等に」に、「附則第18条第6項」を「附則第18条第5項」に改め、「当該市民税の所得割の納税義務者が法第23条第1項第17号に規定する特定株式等譲渡所得金額（以下この項において「特定株式等譲渡所得金額」という。）に係る所得を有する場合には、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額（第18条第6項の規定により同条第5項の規定の適用を受けないものを除く。）を除外して算定するものとする。」を削り、「第2項第1号」を「次項第1号」に改め、同条第2項第1号、第3号及び第4号中「株式等」を「一般株式等」に改める。

付則第44条を次のように改める。

（上場株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例）

第44条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の11第1項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合には、当該上場株式等に係る譲渡所得等については、第18条第1項及び第2項並びに第20条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額として令附則第18条の2第5項に定めるところにより計算した金額（当該市民税の所得割の納税義務者が法第23条第1項第17号に規定する特定株式等譲渡所得金額（以下この項において「特定株式等譲渡所得金額」という。）に係る所得を有する場合には、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額（第18条第6項の規定により同条第5項の規定の適用を受けないものを除く。）を除外して算定するものとする。以下この項において「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額（上場株式等に係る譲渡所得等の金額（次項において準用す

る前条第2項第1号の規定により読み替えて適用される第19条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。)の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

- 2 前条第2項の規定は、前項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第2項中「付則第43条第1項」とあるのは「付則第44条第1項」と、「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「租税特別措置法」とあるのは「租税特別措置法第37条の11第6項の規定により読み替えて準用される同法」と読み替えるものとする。

付則第45条から第49条までを次のように改める。

第45条から第49条まで 削除

付則第51条を次のように改める。

第51条 削除

付則第52条第5項第3号中「に係る」の次に「利子所得の金額又は」を加える。

付則第53条を次のように改める。

第53条 削除

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条及び次条第1項の規定 平成28年1月1日
- (2) 第2条中第46条第1項及び第49条第1項の改正規定並びに次条第2項の規定 平成28年10月1日
- (3) 第2条中付則第10条第4項、第11条第4項、第15条、第37条、第43条から第49条まで及び第51条から第53条までの改正規定並びに次条第3項の規定 平成29年1月1日

(経過措置)

第2条 平成28年1月1日前に発行された所得税法等の一部を改正する法律(平成25年法律第5号)第8条の規定による改正前の租税特別措置法第41条の12第7項に規定する割引債(同条第9項に規定する特定短期公社債を除く。)について支払を受けるべき同条第7項に規定する償還差益に対して課する個人の市民

税については、なお従前の例による。

- 2 この条例による改正後の小金井市市税条例（以下「新条例」という。）第46条及び第49条の規定は、平成28年10月1日以後の地方税法（昭和25年法律第226号）第317条の2第1項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収について適用し、同日前の公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収については、なお、従前の例による。
- 3 新条例付則第10条、第11条、第15条、第37条、第43条、第44条及び第52条の規定中個人の市民税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成28年度分までの個人の市民税については、なお、従前の例による。

小金井市市税条例の一部を改正する条例要綱

1 趣旨

地方税法の一部を改正する法律等の公布に伴い、本条例の一部について所要の改正を行うものである（以下「法」とは地方税法を、「租税条約等実施特例法」とは、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律を、「令」とは地方税法施行令を、「条例」とはこの改正を含む小金井市市税条例をいう。）。

2 改正内容

- (1) 平成 28 年 10 月 1 日以後の公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収について、ア及びイの措置を講ずることとした。

ア 特別徴収の適用除外規定を見直し、特別徴収対象年金所得者が賦課期日後に市の区域外に転出した場合においても、一定要件の下、特別徴収を継続することとする。

イ 市が特別徴収対象年金給付の支払の際に特別徴収の方法によって徴収する年金所得に係る仮特別徴収税額を、市が特別徴収対象年金所得者に対して課した前年度分の個人の市民税のうち前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額の 2 分の 1 に相当する額とする。

（個人市民税関係。法第 321 条の 7 の 2、法第 321 条の 7 の 8、令第 48 条の 9 の 12、条例第 46 条、条例第 49 条）

- (2) 特定公社債等の利子等を所得割の課税対象として、100 分の 3 の税率による分離課税とすることとする（個人市民税関係。法附則第 33 条の 2、条例付則第 37 条）。

- (3) 一般公社債等の譲渡に係る譲渡所得等を所得割の課税対象として、100 分の 3 の税率による分離課税とすることとし、同族会社の判定の基礎となった株主等が支払を受けるものは、総合課税の対象とすることとする（個人市民税関係。法附則第 35 条の 2、条例付則第 43 条）。

- (4) 条約適用配当等に係る分離課税について、特定公社債の利子等が対象に追加されたことに伴う規定の整備（個人市民税関係。租税条約等実施特例法第 3 条の

2の2、条例付則第52条)

(5) その他所要の規定の整備

3 施行期日

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条及び4(1)の規定 平成28年1月1日
- (2) 第2条中第46条第1項及び第49条第1項の改正規定並びに4(2)の規定 平成28年10月1日
- (3) 第2条中付則第10条第4項、第11条第4項、第15条、第37条、第43条から第49条まで及び第51条から第53条までの改正規定並びに4(3)の規定 平成29年1月1日

(付則第1条)

4 経過措置

- (1) 平成28年1月1日前に発行された所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第5号）第8条の規定による改正前の租税特別措置法第41条の12第7項に規定する割引債（同条第9項に規定する特定短期公社債を除く。）について支払を受けるべき同条第7項に規定する償還差益に対して課する個人の市民税については、なお従前の例による。
- (2) この条例による改正後の小金井市市税条例（以下「新条例」という。）第46条及び第49条の規定は、平成28年10月1日以後の地方税法（昭和25年法律第226号）第317条の2第1項に規定する公的年金等（以下この(2)において「公的年金等」という。）に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収について適用し、同日前の公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収については、なお、従前の例による。
- (3) 新条例付則第10条、第11条、第15条、第37条、第43条、第44条及び第52条の規定中個人の市民税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成28年度分までの個人の市民税については、なお、従前の例による。

(付則第2条)

小金井市市税条例の一部を改正する条例新旧対照表

(第1条関係)

改正条例	現行条例	備考
<p>(所得割の課税標準) 第18条 省略 2 } 3 } 省略 4 }</p>	<p>(所得割の課税標準) 第18条 省略 2 } 3 } 省略 4 }</p>	
<p>5 法第23条第1項第17号に規定する特定株式等譲渡所得金額（以下この項及び次項並びに第26条において「特定株式等譲渡所得金額」という。）に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額を除外して算定する。 6 省略</p>	<p>5 法第23条第1項第16号に規定する特定株式等譲渡所得金額（以下この項及び次項並びに第26条において「特定株式等譲渡所得金額」という。）に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額を除外して算定する。 6 省略</p>	<p>地方税法の改正に伴う規定の整備</p>
<p>付 則 (株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例) 第43条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の10第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等を有する場合には、当該株式等に係る譲渡所得等については、第18条及び第20条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該株式等に係る譲渡所得等の金額として令附則第18条第6項に定めるところにより計算した金額（当該市民税の所得割の納税義務者が法第23条第1項第17号に規定する特定株式等譲渡所得金額（以下この項において「特定株式等譲渡所得金額」という。）に係る所得を有する場合には、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額（第18条第6項の規定により同条第5項の規定の適用を受けないものを除く。）を除外して算定するものとする。以下この項において「株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、株式等に係る課税譲渡所得等の金額（株式等に係る譲渡所得等の金額（第2項第1号の規定により読み替えて適用される第19条の規定の適</p>	<p>付 則 (株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例) 第43条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の10第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等を有する場合には、当該株式等に係る譲渡所得等については、第18条及び第20条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該株式等に係る譲渡所得等の金額として令附則第18条第6項に定めるところにより計算した金額（当該市民税の所得割の納税義務者が法第23条第1項第16号に規定する特定株式等譲渡所得金額（以下この項において「特定株式等譲渡所得金額」という。）に係る所得を有する場合には、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額（第18条第6項の規定により同条第5項の規定の適用を受けないものを除く。）を除外して算定するものとする。以下この項において「株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、株式等に係る課税譲渡所得等の金額（株式等に係る譲渡所得等の金額（第2項第1号の規定により読み替えて適用される第19条の規定の適</p>	<p>同上</p>

用がある場合には、その適用後の金額)をいう。)の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。
2 省略

付 則 (抄)

(施行期日)

第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条 (中略)の規定 平成28年1月1日

(2) } 省略
(3) }

(経過措置)

第2条 省略

2 } 省略
3 }

用がある場合には、その適用後の金額)をいう。)の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。
2 省略

(第2条関係)

改 正 条 例

(公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収)
第46条 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、同日において老齢等年金給付(法第321条の7の2第1項の老齢等年金給付をいう。以下この節において同じ。)の支払を受けている年齢65歳以上の者(特別徴収の方法によって徴収するものが著しく困難であると認められるものとして次に掲げるものを除く。以下この節において「特別徴収対象年金所得者」という。)である場合においては、当該納税義務者の前年中の公的年金等に係る所得に係る均等割額及び均等割額の合算額(当該納税義務者に係る均等割額を第38条第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収する場合には、公的年金等に係る所得に係る所得割額。以下この条及び第49条において同じ。)の2分の1に相当する額(以下この節において「年金所得に係る特別徴収税額」という。)を当該年度の初日

現 行 条 例

(公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収)
第46条 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、同日において老齢等年金給付(法第321条の7の2第1項の老齢等年金給付をいう。以下この節において同じ。)の支払を受けている年齢65歳以上の者(特別徴収の方法によって徴収するものが著しく困難であると認められるものとして次に掲げるものを除く。以下この節において「特別徴収対象年金所得者」という。)である場合においては、当該納税義務者の前年中の公的年金等に係る所得に係る均等割額及び均等割額の合算額(当該納税義務者に係る均等割額を第38条第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収する場合には、公的年金等に係る所得に係る所得割額。以下この条及び第49条において同じ。)の2分の1に相当する額(以下この節において「年金所得に係る特別徴収税額」という。)を当該年度の10

備 考

公的年金等特別徴収

の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間に支払われる老齢等年金給付から当該老齢等年金給付の支払の際に特別徴収の方法によって徴収する。

- (1) 省略
- (2) 省略
- 2 省略

(年金所得に係る仮特別徴収税額等)

第49条 当該年度の初日の属する年の前年の10月1日からその翌年の3月31日までの間に特別徴収対象年金給付の支払の際、前条第2項の支払回数割特別徴収税額を徴収されたいた特別徴収対象年金所得者について、老齢等年金給付が当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において支払われる場合においては、当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得割額及び均等割額の合算額として年金所得に係る仮特別徴収税額（当該特別徴収対象年金所得者に対して課した前年度分の個人の市民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額（当該特別徴収対象年金所得者に係る均等割額を第38条第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収した場合においては、前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額）の2分の1に相当する額（当該額に100円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、当該額が100円未満であるときは100円とする。）をいう。以下この節において同じ。）を、当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によって徴収する。

- 2 } 省略
- 3

付 則

(居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控

10月1日から翌年の3月31日までの間に支払われる老齢等年金給付から当該老齢等年金給付の支払の際に特別徴収の方法によって徴収する。

(1) 当該年度の初日の属する年の1月1日以後引き続き市の区域内に住所を有する者でない者

- (2) 省略
- (3) 省略
- 2 省略

(年金所得に係る仮特別徴収税額等)

第49条 当該年度の初日の属する年の前年の10月1日からその翌年の3月31日までの間に特別徴収対象年金給付の支払の際、前条第2項の支払回数割特別徴収税額を徴収されたいた特別徴収対象年金所得者について、老齢等年金給付が当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において支払われる場合においては、当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得割額及び均等割額の合算額として年金所得に係る仮特別徴収税額（当該年度の前年度において第46条第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収された年金所得に係る特別徴収税額に相当する額をいう。以下この節において同じ。）を、当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によって徴収する。

- 2 } 省略
- 3

付 則

(居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越

対象者の除外規定の見直し

年金所得に係る仮特別徴収税額算定方法の見直し

除)
第10条 省略

2 }
3 } 省略

4 付則第38条第1項の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、同項中「総所得金額」とあるのは「総所得金額、付則第38条第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「合計所得金額」とあるのは「合計所得金額（付則第38条第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額を有する場合には、当該金額を含む。）」とし、付則第39条第1項、付則第42条第1項、付則第43条第1項、付則第44条第1項又は付則第50条第1項の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、同項中「合計所得金額」とあるのは「合計所得金額（付則第39条第1項に規定する長期譲渡所得の金額、付則第42条第1項に規定する短期譲渡所得の金額、付則第43条第1項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額、第44条第1項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額又は付則第50条第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額を有する場合には、これらの金額を含む。）」とする。

5 省略
(特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除)

第11条 省略
2 }
3 } 省略

4 付則第38条第1項の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、同項中「総所得金額」とあるのは「総所得金額、付則第38条第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「合計所得金額」とあるのは「合計所得金額（付則第38条第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額を有する場合には、当該金額を含む。）」とし、付則第39条第1項、付則第42条第1項、付則第43条第1項、付則第44条第1項又は付則第50条第1項の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、

除)
第10条 省略

2 }
3 } 省略

4 付則第38条第1項の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、同項中「総所得金額」とあるのは「総所得金額、付則第38条第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「合計所得金額」とあるのは「合計所得金額（付則第38条第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額を有する場合には、当該金額を含む。）」とし、付則第39条第1項、付則第42条第1項、付則第43条第1項又は付則第50条第1項の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、同項中「合計所得金額」とあるのは「合計所得金額（付則第39条第1項に規定する長期譲渡所得の金額、付則第42条第1項に規定する短期譲渡所得の金額、付則第43条第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額又は付則第50条第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額を有する場合には、これらの金額を含む。）」とする。

5 省略
(特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除)

第11条 省略
2 }
3 } 省略

4 付則第38条第1項の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、同項中「総所得金額」とあるのは「総所得金額、付則第38条第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「合計所得金額」とあるのは「合計所得金額（付則第38条第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額を有する場合には、当該金額を含む。）」とし、付則第39条第1項、付則第42条第1項、付則第43条第1項又は付則第50条第1項の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、

同上

地方税法の改正に伴う規定の整備

定の適用については、同項中「合計所得金額」とあるのは「合計所得金額（付則第39条第42条第1項に規定する長期譲渡所得の金額、付則第43条第1項に規定する短期譲渡所得の金額、付則第43条第1項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額、第44条第1項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額又は付則第50条第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額を有する場合には、これらの金額を含む。）」とする。

5 省略

(寄附金税額控除における特例控除額の特例)

第15条 第24条の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第2項第2号もしくは第3号に掲げる場合に該当する場合は第20条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者の前年中の所得について、付則第37条第1項、付則第38条第1項、付則第39条第1項、付則第42条第1項、付則第43条第1項、付則第44条第1項又は付則第50条第1項の規定の適用を受けるときは、第24条第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項（法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。

(上場株式等に係る配当所得に係る市民税の課税の特例)

第37条 当分の間、市民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第8条の4第1項に規定する上場株式等の配当等（以下この項において「上場株式等の配当等」という。）を有する場合には、当該上場株式等の配当等に係る利子所得及び配当所得については、第18条第1項及び第2項並びに第20条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該上場株式等の配当等に係る利子所得の金額及び配当所得の金額として令附則第16条の2の11第3項で定めるところにより計算した金額（以下この項において「上場株式等に係る配当所得等の金額」という。）に對し、上場株式等に係る課税配当所得等の金額（上場株式等に係る配当所得等の金額（第3項第1号の規定により読み替えて適用される第19条の規定の適用がある場合には、その適用後の金

同項中「合計所得金額」とあるのは「合計所得金額（付則第39条第1項に規定する長期譲渡所得の金額、付則第42条第1項に規定する短期譲渡所得の金額、付則第43条第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額又は付則第50条第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額を有する場合には、これらの金額を含む。）」とする。

5 省略

(寄附金税額控除における特例控除額の特例)

第15条 第24条の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第2項第2号もしくは第3号に掲げる場合に該当する場合は第20条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者の前年中の所得について、付則第37条第1項、付則第38条第1項、付則第39条第1項、付則第42条第1項、付則第43条第1項又は付則第50条第1項の規定の適用を受けるときは、第24条第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項（法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。

(上場株式等に係る配当所得に係る市民税の課税の特例)

第37条 当分の間、市民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第8条の4第1項に規定する上場株式等の配当等（以下この項及び次項において「上場株式等の配当等」という。）を有する場合には、当該上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の市民税について当該上場株式等の配当等に係る配当所得につきこの項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第18条第4項に規定する申告書を出したときは、当該上場株式等の配当等に係る配当所得については、同条第1項及び第2項並びに第20条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該上場株式等の配当等に係る配当所得の金額（以下この項において「上場株式等に係る配当所得の金額」という。）に對し、上場株式等に係る課税配当所得の金額

地方税法の改正に伴う規定の整備

株式等及び公社債等に係る所得に対する課税の見直しに伴う規定の整備

額)をいう。)の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。この場合において、当該上場株式等の配当等に係る配当所得については、付則第13条第1項の規定は、適用しない。

2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等(以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。)に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が当該特定上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の市民税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき前項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第18条第4項に規定する申告書を提出した場合に限り適用するものとし、市民税の所得割の納税義務者が前年中に支払を受けるべき特定上場株式等の配当等に係る配当所得について第18条第1項及び第2項並びに第20条の規定の適用を受けた場合には、当該納税義務者が前年中に支払を受けるべき他の特定上場株式等の配当等に係る配当所得について、前項の規定は、適用しない。

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第19条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、付則第37条第1項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

(2) 省略

(3) 第27条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「もしくは山林所得金額又は付則第37条第1項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「もしくは山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額もしくは租税特別措置法第8条の4第1項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

(4) 付則第9条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則第37条第1項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、同条第2

(上場株式等に係る配当所得の金額(第3項第1号の規定により読み替えて適用される第19条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。)の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。この場合において、当該上場株式等の配当等に係る配当所得については、付則第13条第1項の規定は、適用しない。

2 市民税の所得割の納税義務者が前年中に支払を受けるべき上場株式等の配当等に係る配当所得について第18条第1項及び第2項並びに第20条の規定の適用を受けた場合には、当該納税義務者が前年中に支払を受けるべき他の上場株式等の配当等に係る配当所得について、前項の規定は、適用しない。

株式等及び公社債等に係る所得に対する課税の見直しに伴う規定の整備

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第19条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、付則第37条第1項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」とする。

(2) 省略

(3) 第27条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「もしくは山林所得金額又は付則第37条第1項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」と、「もしくは山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額もしくは租税特別措置法第8条の4第1項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」とする。

(4) 付則第9条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則第37条第1項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」と、同条第2項

項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第37条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第43条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の10第1項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合には、当該一般株式等に係る譲渡所得等については、第18条及び第20条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該一般株式等に係る譲渡所得等の金額として令附則第18条第5項に定めるところにより計算した金額(以下この項において「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」という。)に對し、一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額(一般株式等に係る譲渡所得等の金額(次項第1号の規定により読み替えて適用される第19条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。)の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第19条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、付則第43条第1項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(2) 省略

(3) 第27条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「もしくは山林所得金額又は付則第43条第1項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「もしくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額もしくは租税特別措置法第37条の10第1項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(4) 付則第9条の規定の適用については、同条第1項中「山林

中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第37条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

(株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第43条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の10第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等を有する場合には、当該株式等に係る譲渡所得等については、第18条及び第20条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該株式等に係る譲渡所得等の金額として令附則第18条第6項に定めるところにより計算した金額(当該市民税の所得割の納税義務者が法第23条第1項第17号に規定する特定株式等譲渡所得金額(以下この項において「特定株式等譲渡所得金額」という。)に係る所得を有する場合には、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額(第18条第6項の規定により同条第5項の規定の適用を受けないものを除く。)を除外して算定するものとする。以下この項において「株式等に係る譲渡所得等の金額」という。)に對し、株式等に係る課税譲渡所得等の金額(株式等に係る譲渡所得等の金額(第2項第1号の規定により読み替えて適用される第19条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。)の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第19条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、付則第43条第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(2) 省略

(3) 第27条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「もしくは山林所得金額又は付則第43条第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「もしくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額もしくは租税特別措置法第37条の10第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(4) 付則第9条の規定の適用については、同条第1項中「山林

株式等及び公社債等に
係る所得に対する
課税の見直しに伴う
規定の整備

同上

所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則第43条第1項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第43条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第44条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の11第1項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合には、当該上場株式等に係る譲渡所得等については、第18条第1項及び第2項並びに第20条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額として令附則第18条の2第5項に定めるところにより計算した金額（当該市民税の所得割の納税義務者が法第23条第1項第17号に規定する特定株式等譲渡所得金額（以下この項において「特定株式等譲渡所得金額」という。）に係る所得を有する場合には、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額（第18条第6項の規定により同条第5項の規定の適用を受けないものを除く。）を除外して算定するものとする。以下この項において「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額（上場株式等に係る譲渡所得等の金額（次項において準用する前条第2項第1号の規定により読み替えて適用される第19条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前条第2項の規定は、前項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第2項中「付則第43条第1項」とあるのは「付則第44条第1項」と、「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「租税特別措置法」とあるのは「租税特別措置法第37条の11第6項の規定により読み替えて準用される同法」と読み替えるものとする。

所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則第43条第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第43条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

(特定管理株式等が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例)

第44条 市民税の所得割の納税義務者について、その有する租税特別措置法第37条の10の2第1項に規定する特定管理株式（以下この項及び次項において「特定管理株式」という。）又は同条第1項に規定する特定保有株式（以下この条において「特定保有株式」という。）が株式としての価値を失ったことによる損失が生じた場合として同条第1項各号に掲げる事実が発生したときは、当該事実が発生したことは当該特定管理株式又は特定保有株式の譲渡（金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第28条第8項第3号イに掲げる取引の方法により行うものを除く。以下この項及び次項において同じ。）をしたことと、当該損失の金額として令附則第18条の2第5項で定めらるる金額は当該特定管理株式又は特定保有株式の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とそれぞれみなして、この条及び前条の規定その他のこの条例の規定を適用する。

2 市民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の10の2第1項に規定する特定管理口座（その者が2以上の特定管理口座を有する場合には、それぞれの特定管理口座）に係る同条第1項に規定する振替口座簿に記載もしくは記録がされ、又は特定管理口座に保管の委託がされている特定管理株式の譲渡（これに類するものとして令附則第18条の2第2項で定めらるるものを含む。以下この項において同じ。）をした場合には、令附則第18条の2第6項で定めるところにより、

現行規定の削除並びに株式等及び公社債等に係る所得に対する課税の見直しに伴う規定の新設

当該特定管理株式の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額と当該特定管理株式の譲渡以外の同法第37条の1第10条第2項に規定する株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする。

3 第1項の規定は、令附則第18条の2第7項で定めるところにより、第1項に規定する事実が発生した年の末日の属する年度の翌年度の第29条第1項又は第30条第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第30条第1項の確定申告書を含む。）に第1項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）に限り、適用する。

規定の削除

例)

第45条 市民税の所得割の納税義務者が、前年中に租税特別措置法第37条の1第4条第5項第2号に規定する非課税上場株式等管理契約（次項において「非課税上場株式等管理契約」という。）に基づき同条第1項に規定する非課税口座内上場株式等（その者が2以上の同条第5項第1号に規定する非課税口座（以下この条において「非課税口座」という。）を有する場合には、それぞれの非課税口座に係る非課税口座内上場株式等。以下この条において同じ。）の譲渡をした場合には、令附則第18条の6の2第3項で定めるところにより、当該非課税口座内上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額と当該非課税口座内上場株式等以外の同法第37条の1第10条第2項に規定する株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする。

2 租税特別措置法第37条の1第4条各号に掲げる事由により、非課税口座からの非課税口座内上場株式等の一部又は全部の払出し（振替によるものを含む。以下この項において同じ。）があった場合には、当該払出しがあった非課税口座内上

第45条から第49条まで 削除

場株式等については、その事由が生じた時に、令附則第18条の6の2第2項で定める金額（以下この項において「払出し時の金額」という。）により非課税上場株式等管理契約に基づく譲渡があったものと、同法第37条の14第4項第1号に掲げる移管、返還又は廃止による非課税口座内上場株式等の払出しがあった非課税口座を開設し、又は開設していた市民税の所得割の納税義務者については、当該移管、返還又は廃止による払出しがあった時に、その払出し時の金額をもって当該移管、返還又は廃止による払出しがあった非課税口座内上場株式等の数に相当する数の当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の同法第37条の11の3第2項に規定する上場株式等の取得をしたものとそれぞれみなして、前項及び付則第43条の規定その他この条例の規定を適用する。

（特定口座を有する場合の市民税の所得計算の特例）

規定の削除

第46条 市民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の11の3第3項第1号に規定する特定口座を有する場合における法附則第35条の2第6項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額の計算については、法附則第35条の2の4第4項及び第5項に定めるところにより行うものとする。

（源泉徴収選択口座内配当等に係る市民税の所得計算の特例）

同上

第47条 市民税の所得割の納税義務者が支払を受ける租税特別措置法第37条の11の6第1項に規定する源泉徴収選択口座内配当等（以下この条及び次条において「源泉徴収選択口座内配当等」という。）については、令附則第18条の4の2第10項で定めるところにより、当該源泉徴収選択口座内配当等に係る配当所得の金額と当該源泉徴収選択口座内配当等以外の配当等（所得税法第24条第1項に規定する配当等をいう。）に係る配当所得の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする。

2. 市民税の所得割の納税義務者が第18条第4項の規定によりその有する源泉徴収選択口座内配当等に係る所得についての記載をした同項に規定する申告書を提出する場合には、当該申告書には、当該源泉徴収選択口座内配当等に係る租税特別措置法第37条の11の4第1項に規定する源泉徴収選択口座（以下

次条において「源泉徴収選択口座」という。)において前年中に交付を受けたすべての源泉徴収選択口座内配当等に係る所得についての記載を行うものとする。

(上場株式会社等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除)

規定の削除

第48条 所得割の納税義務者の平成22年度分以後の各年度分の法附則第35条の2の6第12項に規定する上場株式会社等に係る譲渡損失の金額(以下この項及び次項において「上場株式会社等に係る譲渡損失の金額」という。)は、当該上場株式会社等に係る譲渡損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の市民税について上場株式会社等に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した第29条第1項の規定による申告書を提出した場合(市長においてやむを得ない事情があると認める場合には、当該申告書をその提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時まで提出した場合を含む。)に限り、付則第37条第1項に規定する上場株式会社等に係る配当所得の金額の計算上控除する。

2 前項の市民税の納税義務者が同項の規定により申告する上場株式会社等に係る譲渡損失の金額のうちに法附則第35条の2の5第3項の規定により特別徴収義務者が源泉徴収選択口座内配当等について徴収して納入すべき都民税の配当割の額の計算上当該源泉徴収選択口座内配当等の額から控除した同項各号に掲げる損失の金額がある場合には、第18条第4項に規定する申告書に当該源泉徴収選択口座内配当等に係る源泉徴収選択口座において前年中に交付を受けたすべての源泉徴収選択口座内配当等に係る所得についての記載を行うものとする。

3 第1項の規定の適用がある場合における付則第37条の規定の適用については、同条第1項中「配当所得の金額(以下)」とあるのは「配当所得の金額(付則第48条第1項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下)とする。

4 所得割の納税義務者の前年前3年内の各年に生じた法附則第35条の2の6第16項に規定する上場株式会社等に係る譲渡損失の金額(この項の規定により前年前において控除されたものを除く。以下この項において「上場株式会社等に係る譲渡損失の金額」という。)は、当該上場株式会社等に係る譲渡損失の金額の生

じた年の末日の属する年度の翌年度の市民税について上場株式等に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した第29条第1項又は第3項の規定による申告書（第6項において準用する同条第4項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）を提出した場合（市長においてやむを得ない事情があることを認める場合には、これらの申告書とその提出期限後において市民税の納税通知書が送達されるまでに提出した場合を含む。）において、その後の年度分の市民税について連続してこれらの申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達されるまでに提出されたものを含む。）を提出しているときに限り、付則第43条第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額及び付則第37条第1項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額（第1項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）の計算上控除する。

5. 前項の規定の適用がある場合における付則第37条第1項及び第2項並びに付則第43条第1項の規定の適用については、付則第37条第1項中「配当所得の金額（以下）」とあるのは「配当所得の金額（付則第48条第4項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下）」と、付則第43条第1項中「計算した金額（）」とあるのは「計算した金額（付則第48条第4項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額とし、）」とする。

6. 第29条第4項の規定は、同条第1項ただし書に規定する者（同条第2項の規定によって同条第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。）が、当該年度の翌年度以後の年度において第4項の規定の適用を受けようとする場合であつて、当該年度の市民税について同条第3項の規定による申告書を提出すべき場合及び同条第4項の規定によって同条第1項の申告書を提出することができる場合のいずれにも該当しない場合について準用する。この場合において、同条第4項中「純損失又は雑損失の金額」とあるのは「付則第48条第4項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額」と、「第1項の申告書」とあるのは「同項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した施行規則第5号の4様式（別表）

による申告書」と読み替えるものとする。

7 第4項の規定の適用がある場合における第30条の規定の適用については、同条第1項中「確定申告書」とあるのは「確定申告書（租税特別措置法第37条の12の2第11項（同法第37条の13の2第7項において準用する場合を含む。）において準用する所得税法第123条第1項の規定による申告書を含む。」と、「又は第2項から第4項まで」とあるのは「もしくは第2項から第4項まで又は付則第48条第6項において準用する前条第4項」と、同条第2項中「又は第2項から第4項まで」とあるのは「もしくは第2項から第4項まで又は付則第48条第6項において準用する前条第4項」とする。

（特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等及び譲渡所得等の課税の特例）

第49条 租税特別措置法第37条の13第1項に規定する特定中小会社の同項に規定する特定株式（以下この条において「特定株式」という。）を払込み（当該株式の発行に際してするものに限る。以下この条において同じ。）により取得（法附則第35条の3第9項に規定する取得をいう。以下この条において同じ。）をした所得割の納税義務者（令附則第18条の6第17項に規定する者を除く。以下この条において同じ。）について、租税特別措置法第37条の13の2第1項に規定する適用期間内に、その有する当該払込みにより取得をした特定株式が株式としての価値を失ったことによる損失が生じた場合として同項各号に掲げる事実が発生したときは、同項各号に掲げる事実が発生したことは当該特定株式の譲渡をしたことと、当該損失の金額として法附則第35条の3第9項に規定する金額は当該特定株式の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とそれぞれみなして、この条例の規定を適用する。

2 前項の規定は、同項に規定する事実が発生した年の末日の属する年度の翌年度分の第29条第1項もしくは第3項の規定による申告書又は第5項において準用する同条第4項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第30条第1項の確定申告書又は租税特別措置法第37条の13

規定の削除

の2第7項において準用する同法第37条の12の2第11項において準用する所得税法第123条第1項の規定による申告書を含む。)に前項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)に限り、適用する。

3 所得割の納税義務者の前年前3年内の各年に生じた法附則第35条の3第12項に規定する特定株式に係る譲渡損失の金額(この項の規定により前年前において控除されたものを除く。以下この条において「特定株式に係る譲渡損失の金額」という。)は、当該特定株式に係る譲渡損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の市民税について特定株式に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した第29条第1項又は第3項の規定による申告書(第5項において準用する同条第4項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。)を提出した場合(市長においてやむを得ない事情があると認める場合には、これらの申告書とその提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出した場合を含む。)において、その後の年度の市民税について連続してこれらの申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。)を提出して、付則第43条第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除する。

4 前項の規定の適用がある場合における付則第43条第1項の規定の適用については、同項中「計算した金額(」とあるのは、「計算した金額(付則第49条第3項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額とし、)とする。

5 第29条第4項の規定は、同条第1項ただし書に規定する者(同条第2項の規定によつて同条第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。)が、当該年度の翌年度以後の年度において第3項の規定の適用を受けようとする場合であつて、当該年度の市民税について同条第3項の規定による申告書を提出すべき場合及び同条第4項の規定によつて同条第1項の申告書を提出することができる場合のいずれにも該当しない場合につい

て準用する。この場合において、同条第4項中「純損失又は雑損失の金額」とあるのは「付則第49条第3項に規定する特定株式に係る譲渡損失の金額」と、「第1項の申告書」とあるのは「同項に規定する特定株式に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した施行規則第5号の4様式(別表)による申告書」と読み替えるものとする。

6 第3項の規定の適用がある場合における第30条の規定の適用については、同条第1項中「確定申告書」とあるのは「確定申告書(租税特別措置法第37条の13の2第7項において準用する同法第37条の12の2第11項において準用する所得税法第123条第1項の規定による申告書を含む。）」と、「又は第2項から第4項まで」とあるのは「もしくは第2項から第4項まで又は付則第49条第5項において準用する前条第4項」とあるのは「もしくは第2項から第4項まで又は付則第49条第5項において準用する前条第4項」とする。

第51条 所得割の納税義務者の前年3年内の各年に生じた法

附則第35条の4の2第8項に規定する先物取引の差金等決済に係る損失の金額(この項の規定により前年前において控除されたものを除く。以下この項において「先物取引の差金等決済に係る損失の金額」という。)は、当該先物取引の差金等決済に係る損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の市民税について先物取引の差金等決済に係る損失の金額の控除に関する事項を記載した第29条第1項又は第3項の規定による申告書(第3項において準用する同条第4項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。)を提出した場合(市長においてやむを得ない事情があると認める場合には、これらの申告書とその提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出した場合は含む。)において、その後の年度の市民税について連続してこれらの申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。)を提出しているときに限り、前条第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額の計算上控除する。

第51条 削除

規定の削除

2 前項の規定の適用がある場合における前条第1項の規定の適用については、同項中「計算した金額」とあるのは、「計算した金額（次条第1項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。」とす。

3 第29条第4項の規定は、同条第1項ただし書に規定する者（同条第2項の規定によって同条第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。）が、当該年度の翌年度以後の年度において第1項の規定の適用を受けようとする場合であって、当該年度の市県税について同条第3項の規定による申告書を提出すべき場合及び同条第4項の規定によって同条第1項の申告書を提出することができる場合のいずれにも該当しない場合について準用する。この場合において、同条第4項中「純損失又は雑損失の金額」とあるのは「付則第51条第1項に規定する先物取引の差金等決済に係る損失の金額」と、「第1項の申告書」とあるのは、「同項に規定する先物取引の差金等決済に係る損失の金額の控除に関する事項を記載した施行規則第5号の4様式（別表）による申告書」と読み替えるものとする。

4 第1項の規定の適用がある場合における第30条の規定の適用については、同条第1項中「確定申告書」とあるのは「確定申告書（租税特別措置法第41条の15第5項において準用する所得税法第123条第1項の規定による申告書を含む。）」と、「又は第2項から第4項まで」とあるのは「もしくは第2項から第4項まで又は付則第51条第3項において準用する前条第4項」と、同条第2項中「又は第2項から第4項まで」とあるのは「もしくは第2項から第4項まで又は付則第51条第3項において準用する前条第4項」とす。

（条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市県税の課税の特例）

第52条 省略

2 } 省略
4 }

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

（条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市県税の課税の特例）

第52条 省略

2 } 省略
4 }

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) } 省略
(2) }

(3) 第27条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「もしくは山林所得金額又は付則第52条第3項に規定する条約適用配当等の額」と、「もしくは山林所得金額」とあるのは「もしくは山林所得金額もしくは租税条約等実施特例法第3条の2第20項に規定する申告不要特定制当等に係る利子所得の金額又は配当所得の金額」とする。

(4) 省略
6 省略

第53条 削除

付 則 (抄)

(施行期日)

第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) (中略) 次条第1項の規定 平成28年1月1日
- (2) 第2条中第46条第1項及び第49条第1項の改正規定並びに次条第2項の規定 平成28年10月1日
- (3) 第2条中付則第10条第4項、第11条第4項、第15条、第37条、第43条から第49条まで及び第51条から第53条までの改正規定並びに次条第3項の規定 平成29年1月1日

(1) } 省略
(2) }

(3) 第27条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「もしくは山林所得金額又は付則第52条第3項に規定する条約適用配当等の額」と、「もしくは山林所得金額」とあるのは「もしくは山林所得金額もしくは租税条約等実施特例法第3条の2第20項に規定する申告不要特定制当等に係る配当所得の金額」とする。

(4) 省略
6 省略

(保険料に係る個人の市民税の課税の特例)

第53条 所得割の納税義務者が支払った又は控除される保険料(租税条約等実施特例法第5条の2第1項に規定する保険料をいう。)については、法第314条の2第1項第3号に規定する社会保険料とみなして、この条例の規定を適用する。

2 第29条第3項の規定は、前項の納税義務者(同条第1項又は第2項の規定によって同条第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。)が前項の規定により適用されるこの条例の規定により社会保険料控除額の控除を受けようとする場合について準用する。この場合において、同条第3項中「もしくは医療費控除額」とあるのは、「医療費控除額もしくは社会保険料控除額」と読み替えるものとする。

株式等及び公社債等
に係る所得に対する
課税の見直しに伴う
規定の整備
規定の削除

日

(経過措置)

第2条 平成28年1月1日前に発行された所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第5号）第8条の規定による改正前の租税特別措置法第41条の12第7項に規定する割引債（同条第9項に規定する特定短期公社債を除く。）について支払を受けるとき同条第7項に規定する償還差益に対して課する個人の市民税については、なお従前の例による。

2 この条例による改正後の小金井市市税条例（以下「新条例」という。）第46条及び第49条の規定は、平成28年10月1日以後の地方税法（昭和25年法律第226号）第317条の2第1項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収について適用し、同日前の公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収については、なお、従前の例による。

3 新条例付則第10条、第11条、第15条、第37条、第43条、第44条及び第52条の規定中個人の市民税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成28年度分までの個人の市民税については、なお、従前の例による。

個人住民税の公的年金からの特別徴収制度の見直し

○ 年金所得者の納税の便宜や市町村における徴収事務の効率化の観点から、次の見直しを行う。

- ・ 年間の徴収税額の平準化を図るため、仮徴収税額を前年度の特別徴収税額(年税額)の2分の1に相当する額とする。
- ・ 年金保険者に対して特別徴収税額を通知した後に特別徴収税額が変更された場合や賦課期日後に当該市町村の区域外に転出した場合においても、一定の要件の下、特別徴収を継続することとする。

※ この改正は、平成28年10月以後に実施する特別徴収について適用

※ 公的年金からの特別徴収(源泉徴収)制度：所得税、個人住民税、介護保険料、国民健康保険料(税)、後期高齢者医療保険料

※ 個人住民税の公的年金からの特別徴収制度は、平成21年10月の年金支給時から導入

《特別徴収税額の算定方法の見直し》

現 行

$$\text{仮徴収額} = \text{前年度分の本徴収額} \div 3$$

(4・6・8月)

$$\text{本徴収額} = (\text{年税額} - \text{仮徴収額}) \div 3$$

(10・12・2月)



改正案

$$\text{仮徴収額} = (\text{前年度分の年税額} \times 1/2) \div 3$$

(4・6・8月)

$$\text{本徴収額} = (\text{年税額} - \text{仮徴収額}) \div 3$$

(10・12・2月)

(例) 65歳以上の夫婦世帯 (夫の個人住民税額=60,000円(所得割額:56,000円、均等割:4,000円)、妻は非課税)

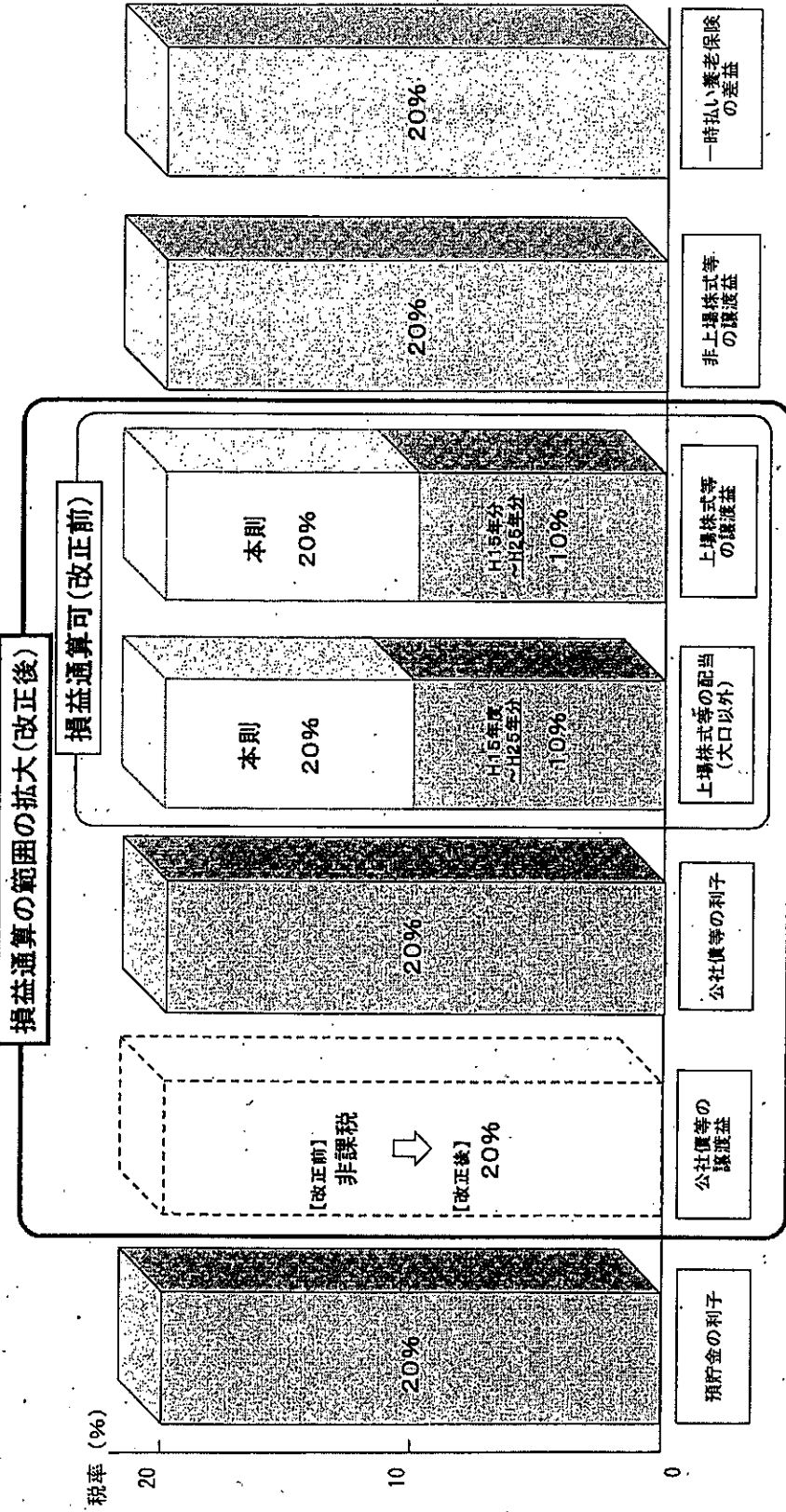
年度	年税額	【現行】		【改正案】	
		仮徴収額 (4・6・8月)	本徴収額 (10・12・2月)	仮徴収額 (4・6・8月)	本徴収額 (10・12・2月)
N	60,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円
N+1	36,000円 (医療費控除の増等)	10,000円	2,000円	10,000円	2,000円
N+2	60,000円	2,000円	18,000円	6,000円	14,000円
N+3	60,000円	18,000円	2,000円	10,000円	10,000円

【現行】一度生じた不均衡が平準化しない

【改正案】年税額が2年連続で同額の場合、平準化

金融所得課税の一体化（25年度改正）

- 税負担に左右されずに金融商品を選択できるように、税率等の課税方式を均衡化することが適当。
- 金融商品間の垣根が低くなり、金融商品からのキャッシュフローを様々な所得分類に加工可能となっており、税率等の課税方式を均衡化することが公正・中立・簡素の観点から必要。



- (注) 1 上記のほか、「定期預金の給付補てん金」や「指定証券の利息」等も20%源泉分離課税とされている。
 2 税率20%の場合は所得税15%、住民税5%であり、税率10%の場合は所得税7%、住民税3%である。
 3 10%の軽減税率の特例は、平成15年度改正(平成15年分～平成19年分)で創設、平成19年度改正(～平成20年分)、平成21年度改正(～平成23年分)及び平成23年度改正(～平成25年分)においてそれぞれ延長され、平成25年12月31日をもって廃止。

議案第60号

小金井市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

小金井市国民健康保険税条例の一部を別紙のように改正する。

平成25年11月29日提出

小金井市長 稲葉孝彦

(提案理由)

地方税法の一部を改正する法律等が公布されたことに伴い、本条例の一部を改正する必要があるため、本案を提出するものであります。

小金井市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

小金井市国民健康保険税条例（平成20年条例第28号）の一部を次のように改正する。

付則第3項（見出しを含む。）中「配当所得」を「配当所得等」に改める。

付則第6項の見出し中「株式等」を「一般株式等」に改め、同項中「附則第35条の2第6項の株式等」を「附則第35条の2第5項の一般株式等」に、「附則第35条の2第6項に規定する株式等」を「附則第35条の2第5項に規定する一般株式等」に改める。

付則第7項を次のように改める。

（上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）

7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者もしくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第7条、第9条及び第22条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「もしくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第22条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

付則第8項及び第9項を削り、付則第10項を付則第8項とする。

付則第11項を削り、付則第12項を付則第9項とし、付則第13項を付則第10項とする。

付則第14項中「配当所得」を「利子所得、配当所得及び雑所得」に改め、同項を付則第11項とする。

付則第15項を付則第12項とし、付則第16項を削る。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成29年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の小金井市国民健康保険税条例の規定は、平成29年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成28年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第60号資料1

小金井市国民健康保険税条例の一部を改正する条例要綱

1 趣旨

地方税法の一部を改正する法律等の公布に伴い、本条例の一部について所要の改正を行うものである（以下「法」とは地方税法を、「租税条約等実施特例法」とは租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律を、「条例」とはこの改正を含む小金井市国民健康保険税条例をいう。）。

2 改正内容

- (1) 上場株式等に係る配当所得等の分離所得について、特定公社債の利子が対象に追加されたことに伴う規定の整備（法附則第35条の6、条例付則第3項）
- (2) 株式等に係る譲渡所得等の分離課税を一般株式等に係る譲渡所得等の分離課税と上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税に改組したことに伴う規定の整備（法附則第37条、法附則第37条の2、条例付則第6項、条例付則第7項）
- (3) 条約適用配当等に係る分離課税について、特定公社債の利子等が対象に追加されたことに伴う規定の整備（租税条約等実施特例法第3条の2の3、条例付則第11項）
- (4) その他所要の規定の整備

3 施行期日

この条例は、平成29年1月1日から施行する（付則第1項）。

4 経過措置

この条例による改正後の小金井市国民健康保険税条例の規定は、平成29年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成28年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による（付則第2項）。

小金井市国民健康保険税条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正条例	現行条例	備考
<p>付 則 (上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例) 3 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者もしくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第3条、第7条、第9条及び第22条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「もしくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第22条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。 (一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例) 6 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者もしくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第7条、第9条及び第22条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「もしくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第22条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第6項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。</p>	<p>付 則 (上場株式等に係る配当所得に係る国民健康保険税の課税の特例) 3 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者もしくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得を有する場合における第3条、第7条、第9条及び第22条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「もしくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第22条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。 (株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例) 6 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者もしくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第6項の株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第7条、第9条及び第22条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第6項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「もしくは山林所得金額又は法附則第35条の2第6項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第22条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第6項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。</p>	<p>株式等及び公社債等に係る課税の見直しに伴う規定の整備</p>
<p>7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者もしくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第7条、第9条及び第</p>	<p>(上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除に係る国民健康保険税の課税の特例) 7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者もしくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用を受ける場合における付則第3項の規定の適用について</p>	<p>現行規定の削除並びに株式等及び公社債等に係る所得に対する課税の見直しに</p>

22条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「もしくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第22条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

ては、同項中「上場株式等に係る配当所得の金額」とあるのは「上場株式等に係る配当所得の金額（法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）」とする。

8. 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者もしくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の6第15項の規定の適用を受ける場合における付則第6項の規定の適用については、同項中「株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「株式等に係る譲渡所得等の金額（法附則第35条の2の6第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）」とする。

同上

規定の削除

（特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等に係る国民健康保険税の課税の特例）

9. 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者もしくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の3第11項の規定の適用を受ける場合における付則第6項の規定の適用については、同項中「株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「株式等に係る譲渡所得等の金額（法附則第35条の3第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）」とする。

10. 省略

8. 省略

項の繰上げ
規定の削除

（先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除に係る国民健康保険税の課税の特例）

11. 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者もしくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4の2第7項の規定の適用を受ける場合における前項の適用については、同項中「先物取引に係る雑所得等の金額」とあるのは「先物取引に係る雑所得等の金額（法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）」とする。

12. 省略

9. 省略

13. 省略

10. 省略

項の繰上げ
同上

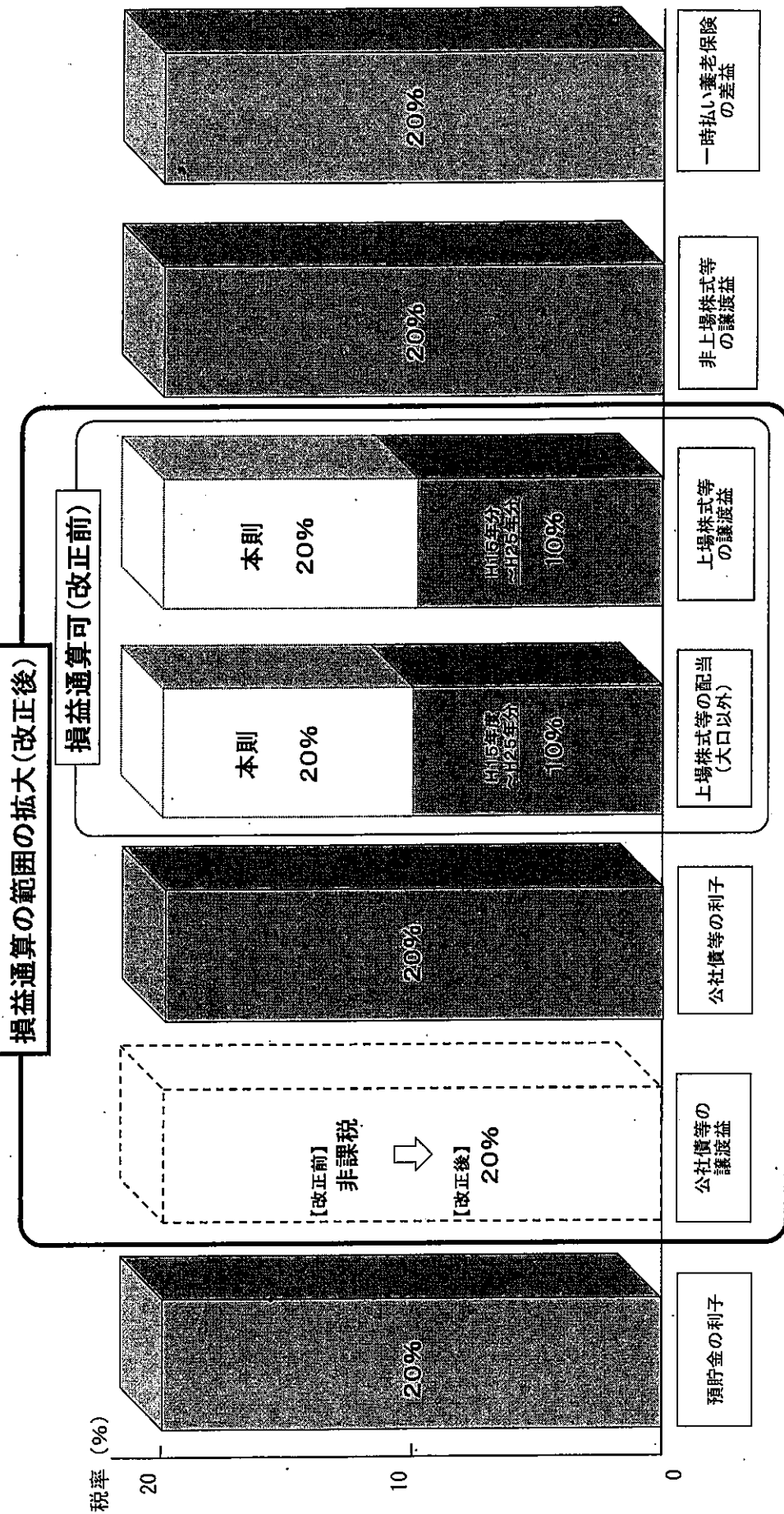
<p>(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>1.1 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者もしくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第7条、第9条及び第22条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)」第3条の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額()と、同条第2項中「又は山林所得金額又はは山林所得金額」とあるのは「もしくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額」と、第22条中「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とあるのは「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。</p>	<p>(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>1.4 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者もしくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る配当所得を有する場合における第3条、第7条、第9条及び第22条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)」第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項と、「及び山林所得金額の合計額()とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額()と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「もしくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第22条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。</p>
<p>1.2 省略</p>	<p>1.5 省略</p>
<p>付 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成29年1月1日から施行する。 (経過措置)</p>	<p>(東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例)</p> <p>1.6 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者もしくは特定同一世帯所属者が法附則第44条の2第4項及び第5項の規定の適用を受ける場合における付則第4項(付則第5項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、付則第4項中「第35条第1項」とあるのは「第35条第1項(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成23年法律第29号)第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。)」と、「同法」とあるのは「租税特別措置法」とする。</p>

項の繰上げ
規定の削除

2 この条例による改正後の小金井市国民健康保険税条例の規定は、平成29年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成28年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

金融所得課税の一体化（25年度改正）

- 税負担に左右されずに金融商品を選択できるように、税率等の課税方式を均質化することが適当。
- 金融商品間の垣根が低くなり、金融商品からのキャッシュフローを様々な所得分類に加工可能となり、税率等の課税方式を均質化することが公正・中立・簡素の観点から必要。



(注) 1 上記のほか、「定期積金の給付補てん金」や「抵当証券の利息」等も20%源泉分離課税とされている。

2 税率20%の場合は所得税15%、住民税5%であり、税率10%の場合は所得税7%、住民税3%である。

3 10%の軽減税率の特例は、平成15年度改正(平成15年分～平成19年分)で創設、平成19年度改正(～平成20年分)、平成21年度改正(～平成23年分)及び平成23年度改正(～平成25年分)においてそれぞれ延長され、平成25年12月31日をもって廃止。

議案第61号

小金井市社会教育委員の設置に関する条例の一部を改正する条例

小金井市社会教育委員の設置に関する条例の一部を別紙のように改正する。

平成25年11月29日提出

小金井市長 稲葉孝彦

(提案理由)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う社会教育法の改正により、本条例の一部を改正する必要があるため、本案を提出するものであります。

小金井市社会教育委員の設置に関する条例の一部を改正する条例

小金井市社会教育委員の設置に関する条例（昭和36年条例第14号）の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

（委員の委嘱基準及び構成）

第3条 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験のある者並びに公募による市民の中から小金井市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱するものとし、次に掲げる構成により組織する。

- (1) 小金井市内に設置された各学校からの推薦者 1人以内
- (2) 小金井市内に事務所を有する各社会教育団体において、選挙その他の方法により推薦された当該団体の代表者 5人以内
- (3) 学識経験者 1人以内
- (4) 公募による市民 3人以内

第6条中「小金井市教育委員会」を「教育委員会」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第3条の規定は、この条例の施行の日以降に行う委員の委嘱から適用する。

議案第61号資料

小金井市社会教育委員の設置に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正条例	現行条例	備考
<p>(委員の委嘱基準及び構成)</p> <p>第3条 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験のある者並びに公募による市民の中から小金井市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱するものとし、次に掲げる構成により組織する。</p> <p>(1) 小金井市内に設置された各学校からの推薦者 1人以内</p> <p>(2) 小金井市内に事務所を有する各社会教育団体において、選挙その他の方法により推薦された当該団体の代表者 5人以内</p> <p>(3) 学識経験者 1人以内</p> <p>(4) 公募による市民 3人以内</p> <p>(委任)</p> <p>第6条 この条例の実施について必要な事項は、教育委員会が別に定める。</p> <p>付 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。 (経過措置)</p> <p>2 改正後の第3条の規定は、この条例の施行の日以降に行う委員の委嘱から適用する。</p>	<p>(委員の構成)</p> <p>第3条 委員の構成は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 小金井市内に設置された各学校からの推薦者 1人以内</p> <p>(2) 小金井市内に事務所を有する各社会教育団体において、選挙その他の方法により推薦された当該団体の代表者 5人以内</p> <p>(3) 学識経験者 1人以内</p> <p>(4) 市民 3人以内</p> <p>2 前項第4号の委員は、公募によるものとする。</p> <p>(委任)</p> <p>第6条 この条例の実施について必要な事項は、小金井市教育委員会が別に定める。</p>	<p>社会教育法の改正に伴う社会教育委員の委嘱基準の追加</p> <p>規定の整備</p>

議案第62号

小金井市立図書館設置条例の一部を改正する条例

小金井市立図書館設置条例の一部を別紙のように改正する。

平成25年11月29日提出

小金井市長 稲葉孝彦

(提案理由)

小金井市立図書館貫井北分室を新たに設置することに伴い、規定を整備する必要があるため、本案を提出するものであります。

小金井市立図書館設置条例の一部を改正する条例

小金井市立図書館設置条例（昭和38年条例第25号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

小金井市立図書館貫井北分室	小金井市貫井北町一丁目1.1番12号
---------------	--------------------

付 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

議案第62号資料

小金井市立図書館設置条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正条例		現行条例		備考
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）		
名称	位置	名称	位置	
小金井市立図書館	小金井市本町一丁目1番32号	小金井市立図書館	小金井市本町一丁目1番32号	
小金井市立図書館東分室	小金井市東町一丁目39番1号	小金井市立図書館東分室	小金井市東町一丁目39番1号	
小金井市立図書館緑分室	小金井市緑町三丁目3番23号	小金井市立図書館緑分室	小金井市緑町三丁目3番23号	
小金井市立図書館貫井北分室	小金井市貫井北町一丁目11番12号			小金井市立図書館貫井北分室の新設

付 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

議案第63号

小金井市公民館条例の一部を改正する条例

小金井市公民館条例の一部を別紙のように改正する。

平成25年11月29日提出

小金井市長 稲葉孝彦

(提案理由)

小金井市公民館貫井北分館を新たに設置すること等に伴い、規定を整備する必要があるため、本案を提出するものであります。

小金井市公民館条例の一部を改正する条例

第1条 小金井市公民館条例（昭和43年条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第10条関係）

小金井市公民館

使用区分	定員
学習室A	30人
学習室B	30人
家事实習室	25人
生活室	20人
視聴覚室	70人

小金井市公民館本町分館

使用区分	定員
学習室A	20人
学習室B	40人
集会室	30人

小金井市公民館貫井南分館

使用区分	定員
学習室A	35人
学習室B	35人
学習室C	30人
視聴覚室	20人
集会室A	30人
集会室B	25人

小金井市公民館東分館

使用区分	定員
学習室A	30人
学習室B	30人
家事实習室	30人

生活室	20人
視聴覚室	20人

小金井市公民館緑分館

使用区分	定員
学習室A	25人
学習室B	20人
学習室C	25人
家事实習室	50人
生活室	15人
レクリエーション室	110人
研修室A	20人 (宿泊の場合は10人)
研修室B	10人 (宿泊の場合は5人)
研修室C	10人 (宿泊の場合は5人)
視聴覚室	45人
集会室A	25人
集会室B	25人

第2条 小金井市公民館条例の一部を次のように改正する。

第2条の表に次のように加える。

小金井市公民館 貫井北分館	小金井市貫井北町一丁目11番12号
---------------	-------------------

別表に次のように加える。

小金井市公民館貫井北分館

使用区分	定員
学習室A	30人
学習室B	27人
学習室C	8人
学習室D	15人
生活室A	8人
生活室B	16人

ITルームA	8人
ITルームB	8人
創作室	24人
北町ホール	70人
スタジオ	5人

付 則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成26年4月1日から施行する。

小金井市公民館条例の一部を改正する条例新旧対照表

(第1条関係)

改正条例	現行条例	備考																										
別表(第10条関係) 小金井市公民館	別表(第10条関係) 小金井市公民館																											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>使用区分</th> <th>定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>学習室A</td> <td>30人</td> </tr> <tr> <td>学習室B</td> <td>30人</td> </tr> <tr> <td>家事実習室</td> <td>25人</td> </tr> <tr> <td>生活室</td> <td>20人</td> </tr> <tr> <td>視聴覚室</td> <td>70人</td> </tr> </tbody> </table>	使用区分	定員	学習室A	30人	学習室B	30人	家事実習室	25人	生活室	20人	視聴覚室	70人	<table border="1"> <thead> <tr> <th>使用区分</th> <th>定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>学習室A</td> <td>30人</td> </tr> <tr> <td>学習室B</td> <td>30人</td> </tr> <tr> <td>家事実習室</td> <td>50人</td> </tr> <tr> <td>生活室</td> <td>20人</td> </tr> <tr> <td>視聴覚室</td> <td>70人</td> </tr> <tr> <td>図書室</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	使用区分	定員	学習室A	30人	学習室B	30人	家事実習室	50人	生活室	20人	視聴覚室	70人	図書室		使用定員の 変更
使用区分	定員																											
学習室A	30人																											
学習室B	30人																											
家事実習室	25人																											
生活室	20人																											
視聴覚室	70人																											
使用区分	定員																											
学習室A	30人																											
学習室B	30人																											
家事実習室	50人																											
生活室	20人																											
視聴覚室	70人																											
図書室																												
小金井市公民館本町分館	小金井市公民館本町分館	使用区分の 変更																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>使用区分</th> <th>定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>学習室A</td> <td>20人</td> </tr> <tr> <td>学習室B</td> <td>40人</td> </tr> <tr> <td>集会室</td> <td>30人</td> </tr> </tbody> </table>	使用区分	定員	学習室A	20人	学習室B	40人	集会室	30人	<table border="1"> <thead> <tr> <th>使用区分</th> <th>定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>学習室A</td> <td>20人</td> </tr> <tr> <td>学習室B</td> <td>40人</td> </tr> <tr> <td>集会室</td> <td>30人</td> </tr> <tr> <td>図書室</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	使用区分	定員	学習室A	20人	学習室B	40人	集会室	30人	図書室		同上								
使用区分	定員																											
学習室A	20人																											
学習室B	40人																											
集会室	30人																											
使用区分	定員																											
学習室A	20人																											
学習室B	40人																											
集会室	30人																											
図書室																												
小金井市公民館貫井南分館	小金井市公民館貫井南分館	使用定員の 変更																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>使用区分</th> <th>定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>学習室A</td> <td>35人</td> </tr> <tr> <td>学習室B</td> <td>35人</td> </tr> <tr> <td>学習室C</td> <td>30人</td> </tr> <tr> <td>視聴覚室</td> <td>20人</td> </tr> <tr> <td>集会室A</td> <td>30人</td> </tr> </tbody> </table>	使用区分	定員	学習室A	35人	学習室B	35人	学習室C	30人	視聴覚室	20人	集会室A	30人	<table border="1"> <thead> <tr> <th>使用区分</th> <th>定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>学習室A</td> <td>70人</td> </tr> <tr> <td>学習室B</td> <td>70人</td> </tr> <tr> <td>学習室C</td> <td>30人</td> </tr> <tr> <td>視聴覚室</td> <td>20人</td> </tr> <tr> <td>集会室A</td> <td>30人</td> </tr> </tbody> </table>	使用区分	定員	学習室A	70人	学習室B	70人	学習室C	30人	視聴覚室	20人	集会室A	30人			
使用区分	定員																											
学習室A	35人																											
学習室B	35人																											
学習室C	30人																											
視聴覚室	20人																											
集会室A	30人																											
使用区分	定員																											
学習室A	70人																											
学習室B	70人																											
学習室C	30人																											
視聴覚室	20人																											
集会室A	30人																											

集会室 B	25 人
-------	------

小金井市公民館東分館

使用区分	定員
学習室 A	30 人
学習室 B	30 人
家事実習室	30 人
生活室	20 人
視聴覚室	20 人

小金井市公民館緑分館

使用区分	定員
学習室 A	25 人
学習室 B	20 人
学習室 C	25 人
家事実習室	50 人
生活室	15 人
レクリエーション室	110 人
研修室 A	20 人 (宿泊の場合は 10 人)
研修室 B	10 人 (宿泊の場合は 5 人)
研修室 C	10 人 (宿泊の場合は 5 人)
視聴覚室	45 人
集会室 A	25 人
集会室 B	25 人

集会室 B	25 人
図書室	

小金井市公民館東分館

使用区分	定員
学習室 A	30 人
学習室 B	30 人
家事実習室	30 人
生活室	30 人
視聴覚室	40 人
団体利用室	

小金井市公民館緑分館

使用区分	定員
学習室 A	25 人
学習室 B	20 人
学習室 C	25 人
家事実習室	50 人
生活室	20 人
レクリエーション室	110 人
研修室 A	25 人 (宿泊の場合は 18 人)
研修室 B	15 人 (宿泊の場合は 9 人)
研修室 C	15 人 (宿泊の場合は 9 人)
視聴覚室	45 人
集会室 A	25 人
集会室 B	25 人
団体利用室	

使用区分の
変更

使用定員の
変更
使用区分の
変更

使用定員の
変更

使用区分の
変更

小金井市公民館東分館			定員
使用区分	省略		
小金井市公民館緑分館			
使用区分	省略		定員
小金井市公民館貫井北分館			
使用区分			定員
学習室A			30人
学習室B			27人
学習室C			8人
学習室D			15人
生活室A			8人
生活室B			16人
ITルームA			8人
ITルームB			8人
創作室			24人
北町ホール			70人
スタジオ			5人

付 則 (抄)
 この条例中 (中略) 第2条の規定は平成26年4月1日か
 ら施行する。

小金井市公民館東分館			定員
使用区分	省略		
小金井市公民館緑分館			
使用区分	省略		定員

公民館貫井
 北分館の新
 設に伴う規
 定の整備

議案第64号

小金井市保育料徴収条例の一部を改正する条例

小金井市保育料徴収条例の一部を別紙のように改正する。

平成25年11月29日提出

小金井市長 稲葉孝彦

(提案理由)

所得税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、規定の整備をする必要があるため、本案を提出するものであります。

小金井市保育料徴収条例の一部を改正する条例

第1条 小金井市保育料徴収条例（平成11年条例第44号）の一部を次のように改正する。

別表注3第2号中「、第41条の19の4第1項及び第2項並びに第41条の19の5第1項」を「並びに第41条の19の4第1項及び第2項」に改める。

第2条 小金井市保育料徴収条例の一部を次のように改正する。

別表注3第2号中「第41条第1項から第3項までの規定」を「第41条第1項、第2項及び第6項」に、「第41条の3の2第1項、第2項、第4項及び第5項」を「第41条の3の2第1項、第2項、第5項及び第6項」に改める。

第3条 小金井市保育料徴収条例の一部を次のように改正する。

別表注3第2号中「第41条の19の3第1項及び第2項並びに第41条の19の4第1項及び第2項」を「第41条の19の3第1項及び第3項並びに第41条の19の4第1項及び第3項」に改める。

付 則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成26年1月1日から、第3条の規定は同年4月1日から施行する。

小金井市保育料徴収条例の一部を改正する条例新旧対照表

(第1条関係)

改正条例	現行条例	備考
<p>別表(第3条関係) 表 省略 (注) 1 } 省略 2 }</p> <p>3 この表の階層区分D1階層からD20階層までにおける「所得税の額」とは、所得税法(昭和40年法律第33号)、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和22年法律第175号)の規定によって計算された所得税額(この所得税額を計算する場合には、所得税法第84条第2項に規定する扶養控除については、所得税法等の一部を改正する法律(平成22年法律第6号)による改正前の所得税法第2条第1項第34号から第34号の3までの規定及び第84条第1項の規定を適用する。)をいう。ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は、適用しないものとする。</p> <p>(1) 省略 (2) 租税特別措置法第41条第1項から第3項までの規定、第41条の2、第41条の3の2第1項、第2項、第4項及び第5項、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第2項並びに第41条の19の4第1項及び第2項</p> <p>(3) 省略 4 省略</p> <p>付 則(抄) この条例中第1条の規定は公布の日から(中略)施行する。</p>	<p>別表(第3条関係) 表 省略 (注) 1 } 省略 2 }</p> <p>3 この表の階層区分D1階層からD20階層までにおける「所得税の額」とは、所得税法(昭和40年法律第33号)、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和22年法律第175号)の規定によって計算された所得税額(この所得税額を計算する場合には、所得税法第84条第2項に規定する扶養控除については、所得税法等の一部を改正する法律(平成22年法律第6号)による改正前の所得税法第2条第1項第34号から第34号の3までの規定及び第84条第1項の規定を適用する。)をいう。ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は、適用しないものとする。</p> <p>(1) 省略 (2) 租税特別措置法第41条第1項から第3項までの規定、第41条の2、第41条の3の2第1項、第2項、第4項及び第5項、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第2項、第41条の19の4第1項及び第2項並びに第41条の19の5第1項</p> <p>(3) 省略 4 省略</p>	<p>租税特別措置法改正に伴う引用条項の整備</p>

(第2条関係)

改正条例	現行条例	備考
<p>別表(第3条関係) 表 省略 (注) 1 } 省略 2 }</p> <p>3 この表の階層区分D1階層からD20階層までにおける「所得税の額」とは、所得税法(昭和40年法律第33号)、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和22年法律第175号)の規定によって計算された所得税額(この所得税額を計算する場合には、所得税法第84条第2項に規定する扶養控除については、所得税法等の一部を改正する法律(平成22年法律第6号)による改正前の所得税法第2条第1項第34号から第34号の3までの規定及び第84条第1項の規定を適用する。)をいう。ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は、適用しないものとする。</p> <p>(1) 省略 (2) <u>租税特別措置法第41条第1項、第2項及び第6項、第41条の2、第41条の3の2第1項、第2項、第5項及び第6項、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第2項並びに第41条の19の4第1項及び第2項</u> (3) 省略 4 省略</p> <p>付 則(抄) この条例中(中略)第2条の規定は平成26年1月1日から(中略)施行する。</p>	<p>別表(第3条関係) 表 省略 (注) 1 } 省略 2 }</p> <p>3 この表の階層区分D1階層からD20階層までにおける「所得税の額」とは、所得税法(昭和40年法律第33号)、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和22年法律第175号)の規定によって計算された所得税額(この所得税額を計算する場合には、所得税法第84条第2項に規定する扶養控除については、所得税法等の一部を改正する法律(平成22年法律第6号)による改正前の所得税法第2条第1項第34号から第34号の3までの規定及び第84条第1項の規定を適用する。)をいう。ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は、適用しないものとする。</p> <p>(1) 省略 (2) <u>租税特別措置法第41条第1項から第3項までの規定、第41条の2、第41条の3の2第1項、第2項、第4項及び第5項、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第2項並びに第41条の19の4第1項及び第2項</u> (3) 省略 4 省略</p>	<p>租税特別措置法改正に伴う引用条項の整備</p>

(第3条関係)

改正条例	現行条例	備考
<p>別表(第3条関係) 表 省略 (注) 1 } 省略 2 }</p> <p>3 この表の階層区分D1階層からD20階層までにおける「所得税の額」とは、所得税法(昭和40年法律第33号)、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和22年法律第175号)の規定によって計算された所得税額(この所得税額を計算する場合には、所得税法第84条第2項に規定する扶養控除については、所得税法等の一部を改正する法律(平成22年法律第6号)による改正前の所得税法第2条第1項第34号から第34号の3までの規定及び第84条第1項の規定を適用する。)をいう。ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は、適用しないものとする。</p> <p>(1) 省略 (2) 租税特別措置法第41条第1項、第2項及び第6項、第41条の2、第41条の3の2第1項、第2項、第5項及び第6項、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第3項並びに第41条の19の4第1項及び第3項</p> <p>(3) 省略 4 省略</p> <p>付 則 (抄) この条例中(中略)第3条の規定は同年4月1日から施行する。</p>	<p>別表(第3条関係) 表 省略 (注) 1 } 省略 2 }</p> <p>3 この表の階層区分D1階層からD20階層までにおける「所得税の額」とは、所得税法(昭和40年法律第33号)、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和22年法律第175号)の規定によって計算された所得税額(この所得税額を計算する場合には、所得税法第84条第2項に規定する扶養控除については、所得税法等の一部を改正する法律(平成22年法律第6号)による改正前の所得税法第2条第1項第34号から第34号の3までの規定及び第84条第1項の規定を適用する。)をいう。ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は、適用しないものとする。</p> <p>(1) 省略 (2) 租税特別措置法第41条第1項、第2項及び第6項、第41条の2、第41条の3の2第1項、第2項、第5項及び第6項、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第2項並びに第41条の19の4第1項及び第2項</p> <p>(3) 省略 4 省略</p>	<p>租税特別措置法改正に伴う引用条項の整備</p>

議案第65号

東小金井事業創造センター条例

東小金井事業創造センター条例を別紙のように制定する。

平成25年11月29日提出

小金井市長 稲葉孝彦

(提案理由)

東小金井事業創造センターを開設することに伴い、その使用に関し必要な事項を定めるため、本案を提出するものであります。

東小金井事業創造センター条例

(設置)

第1条 創業予定者並びに創業後間もない法人及び個人事業主その他地域産業の活性化に寄与する事業を行う者（以下これらを「起業家等」と総称する。）を育成するための受皿を整備し、起業家等の市内定着を支援することにより、高付加価値型の企業集積を促進し、もって地域に根差した産業振興を図ることを目的として、事業創造施設（以下「施設」という。）を設置する。

(名称及び位置等)

第2条 施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 東小金井事業創造センター

位置 小金井市梶野町一丁目2番36号

2 施設には個室及びシェアブース（以下「個室等」という。）、シェアスペース並びに商談室を設ける。

(事業)

第3条 施設は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 起業家等の育成及び支援に係る指導及びカウンセリング
- (2) 起業家等の育成及び支援に係る講演会等の開催
- (3) 起業家等の育成及び支援に必要となる情報収集及び提供
- (4) 起業家等と関連機関等との相互に交流する機会の創出
- (5) 前各号に掲げるもののほか、施設の設置の目的を達成するために必要な事業
(指定管理者による管理)

第4条 施設の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

2 指定管理者は、小金井市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年条例第25号。以下「指定管理者条例」という。）第4条第1項各号の基準を満たす者であつて、かつ、起業家等の育成支援を行い地域に根差した産業振興を図るために必要な能力及び実績を有するものとする。

(指定管理者の業務範囲)

第5条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第3条に規定する事業の運営に関する業務
- (2) 施設及び附帯設備（以下「施設等」という。）の利用の承認に関する業務

- (3) 施設等の利用料金の收受及び減額又は免除に関する業務
- (4) 施設等の維持管理に関する業務
- (5) 個室等利用者の募集に係る業務
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

(休館日)

第6条 施設の休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、個室等は、原則として休館日を設けないものとする。

- (1) 土曜日及び日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日
- (3) 1月1日から同月3日まで
- (4) 12月29日から同月31日まで

2 前項の休館日は、指定管理者が特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、これを変更し、又は臨時に休館日を設けることができる。

(開館時間)

第7条 施設の開館時間は、午前10時から午後6時までとする。ただし、個室等の利用者は、原則として開館時間外も入館することができる。

2 前項の開館時間は、指定管理者が特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、これを変更することができる。

(施設の利用の要件)

第8条 施設を利用できる者は、次の各号の区分に応じ、当該各号のいずれかの要件に該当するものとする。

(1) 個室等

- ア 市内で創業しようとする者又は創業後5年以内の者で、地域産業の活性化に寄与する事業を行うもの
- イ 農工大・多摩小金井ベンチャーポート（独立行政法人中小企業基盤整備機構が国立大学法人東京農工大学工学部小金井構内に設置する東京農工大学連携型起業家育成施設をいう。）退去後1年以内の企業

(2) シェアスペース

- ア 市内で創業しようとする者又は既に業を営む者で、地域産業の活性化に寄与する事業を行うもの
- イ 個室等の利用者

(3) 商談室

ア 個室等の利用者

イ シェアスペースの利用者

- 2 前項の利用できる者にあつては、施設の利用期間終了後も引き続き小金井市内で事業を行うように努めるものとする。ただし、第11条第1項第2号に規定するシェアスペースの承認期間が1日単位である者（以下「短期利用者」という。）はこの限りでない。

（個室等の利用の承認）

第9条 指定管理者は、個室等を利用させようとする者を規則で定めるところにより公募し、審査の上、利用の承認又は不承認を決定する。

- 2 指定管理者は、前項の規定による承認をする場合、管理上必要があると認めるときは、その利用について条件を付すことができる。
- 3 第1項の規定による承認を受けた者が承認を受けた事項を変更し、又は取り消すときは、指定管理者に申請し、その承認を受けなければならない。

（シェアスペース、商談室及び附帯設備の利用の承認）

第10条 シェアスペース、商談室又は附帯設備を利用しようとする者は、指定管理者に申請し、その承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更し、又は取り消すときも、同様とする。

- 2 個室等又はシェアスペースを利用する者は、指定管理者が起業家等の育成及び支援に資するものとして必要と認められた場合に限り、休館日又は開館時間外においてシェアスペースを貸切りにより利用することができる。ただし、短期利用者はこの限りでない。
- 3 指定管理者は、前2項の規定による承認をする場合、管理上必要があると認めるときは、その利用について条件を付すことができる。

（利用の承認期間）

第11条 前2条の規定により、指定管理者が施設の利用を承認する期間（以下「承認期間」という。）は次の各号に掲げる承認期間に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個室等の承認期間 3年。ただし、指定管理者が必要と認めるときは、承認期間の終了の日から2年を超えない範囲内において1回に限り承認期間を延長することができる。
- (2) シェアスペースの承認期間 1年又は1日単位とする。ただし、指定管理者が必要と認めるときは、承認期間を延長することができる。

(3) 商談室の承認期間 1回につき2時間とする。ただし、指定管理者が必要と認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者が特別な事情があると認めた場合は、承認期間を短縮することができる。

(利用の制限)

第12条 指定管理者は、施設等を利用しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その利用を承認しないものとする。

(1) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあると認めるとき。

(2) 施設等を損傷するおそれがあると認めるとき。

(3) 管理上支障があると認めるとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者が不相当と認めるとき。

(利用料金)

第13条 施設の利用料金は、別表に定める金額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定める。

2 附帯設備の利用料金は、規則で定める金額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定める。

3 前2項の利用料金は、規則で定めるところにより納付しなければならない。

4 利用料金は、指定管理者の収入とする。

(利用料金の減免)

第14条 指定管理者は、規則で定めるところにより、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の返還)

第15条 既に支払われた利用料金は、返還しない。ただし、指定管理者は、規則で定めるところにより、その全部又は一部を返還することができる。

(利用権の譲渡禁止)

第16条 施設等の利用の承認を受けた者(以下「利用者」という。)は、利用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(利用権の承継)

第17条 指定管理者は、前条の規定にかかわらず、相続、合併等により個室等の利用権を承継する必要があると認めるときは、これを許可することができる。

2 前項の場合において、承継者の利用期間は、その被承継者の残存利用期間とする。ただし、第11条第1項各号ただし書及び第2項の規定の適用を妨げない。

(利用者の管理義務等)

第18条 利用者は、善良な管理者としての注意を払い、施設等を正常な状態において利用し、近隣住民の生活を乱さないようにしなければならない。

- 2 利用者は、施設等に模様替えその他の工作を加える行為をしてはならない。ただし、指定管理者が特に許可した場合は、この限りでない。
- 3 利用者は、施設等を設置の目的以外に利用してはならない。
- 4 指定管理者は、施設等の管理上必要があると認めるときは、利用者に対して指示をすることができる。

(利用承認の取消し等)

第19条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用を停止し、もしくは制限し、又は利用の承認を取り消すことができる。

- (1) 利用の目的又は利用の条件に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の行為により利用の承認を受けたことが判明したとき。
- (3) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
- (4) 施設等を故意に損傷したとき。
- (5) 災害その他の事故により施設の利用ができなくなったとき。
- (6) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が必要と認めたとき。

(原状回復の義務)

第20条 利用者は、利用を終了したときは、施設等を速やかに原状に回復しなければならない。前条の規定により利用を停止され、又は利用の承認を取り消されたときも、同様とする。

(損害賠償の義務)

第21条 利用者は、利用に際し施設等に損害を生じさせた場合は、市長の定める損害額を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、その額を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第22条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の

日から施行する。

(準備行為)

- 2 施設の利用に係る募集、申請その他利用のために必要な準備行為及び指定管理者の指定のために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(市長による管理)

- 3 市長は、指定管理者の指定ができないとき、指定管理者条例第13条第1項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は市長が指定管理者の業務の全部もしくは一部の停止を命じたときは、その時（以下「指定管理者不在等開始時」という。）から指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間（以下「指定管理者不在等期間」という。）、施設の管理業務の全部又は一部を行うものとする。この場合において、第6条、第7条、第9条から第12条まで及び第17条から第19条までの規定の適用（業務の一部の停止を命じたことによる場合にあっては、当該停止を命じた部分に係る規定の適用に限る。）については、第6条及び第7条中「指定管理者が特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て」とあるのは「市長が特に必要があると認めるときは」と、第9条から第12条まで及び第17条から第19条までの規定中「指定管理者」とあるのは「市長」とする。

- 4 前項の指定管理者不在等期間に施設を市長が管理する場合（業務の一部の停止を命じたことによる場合にあっては、当該停止を命じた業務に利用料金の収受が含まれるときに限る。）において、施設等を利用しようとする者は、第13条の規定にかかわらず、使用料として次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額を納入しなければならない。ただし、当該利用について同条第3項の規定により利用料金を納付している場合は、この限りでない。

(1) 施設の使用料

ア 最初の指定管理者を指定するまでの期間 別表に定める金額

イ ア以外の指定管理者不在等期間 指定管理者不在等開始時の直前の第13条第1項の規定により支払うべき利用料金の額

(2) 附帯設備の使用料 規則で定める金額

- 5 前項本文の場合における第14条、第15条及び別表の規定の適用については、「指定管理者」とあるのは「市長」と、「利用料金」とあるのは「使用料」とする。
- 6 第3項の規定により市長が管理業務の全部又は一部を行った後指定管理者が当該業務を行うこととなった場合における第9条第3項、第10条第1項、第13条第3項、第18条第2項の規定の適用については、第9条第3項中「ならない」とあ

るのは「ならない。ただし、変更し、又は取り消すことについて既に市長の承認を受けている場合は、この限りでない」と、第10条第1項中「同様とする」とあるのは「同様とする。ただし、既に市長の承認を受けている場合は、この限りでない」と、第13条第3項中「ならない」とあるのは「ならない。ただし、利用について付則第4項本文の規定による使用料を納入している場合は、この限りでない」と、第18条第2項中「指定管理者」を「当該模様替えその他の工作を加える行為を市長」とする。

別表（第13条関係）

施 設	単 位	金 額
個室	1月につき	35,000円
シェアブース	1月につき	18,000円
シェアスペース (通常利用)	1月につき	8,000円
	1日につき	1,000円
休館日及び 開館時間外 の貸切利用	9時30分から13時まで	5,000円
	13時30分から17時まで	5,000円
	18時から22時まで	7,000円
	全日(9時30分から22時まで)	15,000円

備考

- 1 シェアスペースは、他利用者と共用で利用するもので、個室等の利用者又はシェアスペースの利用者(短期利用者を除く。)については、許可を得た場合に限り、休館日及び開館時間外において利用することができる。
- 2 個室等又はシェアスペースの利用を月の途中で開始し、又は終了したときは利用料金を日割りで計算するものとし、1円未満の端数が生じたときは、切り捨てるものとする。

東小金井事業創造センター条例施行規則（案）

（趣旨）

第1条 この規則は、東小金井事業創造センター条例（平成 年条例第 号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

（個室等の利用者の公募）

第3条 条例第9条第1項に規定する公募は、市の広報紙及びホームページに掲載する等の方法により行うものとする。

（個室等の利用申請）

第4条 個室等を利用しようとする者は、必要な書類を添えて利用申請書を指定管理者に提出しなければならない。

（個室等の利用者の審査）

第5条 条例第9条第1項の審査については、指定管理者は、個室等の利用者の選考に際して、市長と協議して決定した基準により審査し、利用の承認をしたときは利用承認書を、不承認をしたときは利用不承認書を交付する。

（シェアスペース、商談室及び附帯設備の利用申請）

第6条 条例第10条第1項に規定するシェアスペース、商談室又は附帯設備を利用しようとする者は、必要な書類を添えて利用申請書を指定管理者に提出しなければならない。

2 前項に規定する申請書の提出期限は、別表第1のとおりとする。ただし、指定管理者が特別の事情があると認めるときは、これによらないことができる。

（利用の変更等）

第7条 条例第9条及び条例第10条に規定する承認を受けた事項を変更するときは利用変更申請書を、利用を取り消すときは利用取消申請書を指定管理者に提出しなければならない。

2 前項に規定する申請書の提出期限は、別表第1のとおりとする。ただし、指定管理者が必要と認めるときは、この限りでない。

3 指定管理者は、第1項の申請を承認したときは、利用変更承認書又は利用取消承

認書を交付する。

4 利用の変更等により既に支払われた利用料金に不足が生じたときは、指定管理者が特に必要と認めた場合を除き、次の各号に掲げる施設に応じ、当該各号に定める期間内又は期日に支払わなければならない。

(1) 個室等及びシェアスペース（1日単位の利用を除く。） 変更が承認された日の翌日から起算し、7日以内

(2) シェアスペース（1日単位の利用に限る。）及び附帯設備 変更が承認された時

（利用の承認期間の延長）

第8条 利用の承認期間を延長しようとする者は、別表第1に定める期限までに利用承認期間延長申請書を提出しなければならない。ただし、指定管理者が必要と認めるときは、この限りでない。

2 指定管理者は、前項の申請を承認したときは、利用期間延長承認書を交付する。

（附帯設備の利用料金）

第9条 条例第13条第2項の規則で定める金額は、別表第2のとおりとする。

（利用料金の支払）

第10条 条例第13条第3項に規定する利用料金の支払は、次の各号に掲げる施設等の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。ただし、指定管理者が必要と認めるときは、この限りでない。

(1) 個室等及びシェアスペース（1日単位の利用を除く。） 毎月末日までに翌月分の利用料金を支払わなければならない。ただし、利用を開始する日の属する月分の利用料金は、条例第9条又は条例第10条の承認を受けた日の翌日から起算し、7日以内に指定管理者に支払わなければならない。

(2) シェアスペース（1日単位の利用に限る。）及び附帯設備 条例第10条の承認後、直ちに指定管理者に支払わなければならない。

（利用料金の減免）

第11条 条例第14条に定める利用料金の減額又は免除（以下「減免」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 指定管理者が主催する事業で利用するとき。 免除

(2) 指定管理者と共催の事業で利用するとき。 免除

(3) その他指定管理者が特に認めたとき。 その都度、指定管理者が定める額

2 前項の規定により利用料金の減免を受けようとする者は、利用料金減免申請書を

指定管理者に提出し、その承認を受けなければならない。

(利用料金の返還)

第12条 条例第15条ただし書の規定により指定管理者が利用料金を返還することができる場合は、次の各号のいずれかに該当するときとし、当該各号に定める額を返還する。

(1) 個室等及びシェアスペース（1日単位の利用を除く。）

ア 条例第19条第5号に掲げる理由により指定管理者が利用承認を取り消したとき。 利用取消しにより利用しないこととなる期間の利用料金全額

イ 指定管理者の都合により利用承認を取り消したとき。 利用取消しにより利用しないこととなる期間の利用料金全額

ウ 第7条第3項の利用取消しに係る承認を受けたとき。 利用取消しにより利用しないこととなる期間の利用料金全額

(2) シェアスペース（1日単位の利用及び貸切利用に限る。）

ア 条例第19条第5号に掲げる理由により指定管理者が利用承認を取り消したとき。 全額

イ 指定管理者の都合により利用承認を取り消したとき。 全額

ウ 利用日の7日前（休館日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い開館日とする。）までに利用の取消しを申請し、指定管理者がこれを承認したとき。 全額

エ 利用日の前日（休館日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い開館日とする。）までに利用の取消しを申請し、指定管理者がこれを承認したとき。 100分の50

(3) 附帯設備

ア 条例第19条第5号に掲げる理由により指定管理者が利用承認を取り消したとき。 全額

イ 指定管理者の都合により利用承認を取り消したとき。 全額

ウ 利用者が利用開始前に利用の取消しを申請し、指定管理者がこれを承認したとき。 全額

エ 利用者が利用の変更を申請し、指定管理者がこれを承認した場合で、既に支払われた利用料金の額が変更後の利用料金の額を超えることとなったとき。

その超える額

2 前項に掲げる場合のほか、指定管理者が特に必要と認めた場合は、その都度指定

管理者が定める額を返還することができる。

3 第1項の規定により返還が生じた場合で、返還の対象となる期間が1月に満たない分の利用料金については日割りで計算するものとし、1円未満の端数が生じたときは、切り捨てるものとする。

4 利用者は、利用料金の返還を受けようとするときは、それぞれ次に定める書類に利用料金を支払った際の領収書を添えて、利用料金返還請求書を指定管理者に提出しなければならない。

(1) 第1項第1号、第2号又は第3号アからウまでの規定により請求するとき。

利用取消通知書

(2) 第1項第3号エの規定により請求するとき。 利用変更承認書

(利用権の承継)

第13条 条例第17条に規定する利用権の承継者は、利用権承継申請書に被承継者の利用承認書を付して提出しなければならない。

2 指定管理者は、前項に規定する申請があったときは、承継の可否を決定し、申請者に通知する。

(施設等の工作許可)

第14条 条例第18条第2項ただし書の許可を受けようとするときは、施設等工作許可申請書により指定管理者に申請しなければならない。

2 指定管理者は、前項の規定による申請があったときは、その可否を決定し、申請者に通知する。

(利用承認の取消し等)

第15条 指定管理者は、条例第19条に規定する利用承認の取消し等をしたときは、利用者に通知する。

(原状回復)

第16条 利用者は、条例第20条の規定により施設等を原状に回復したときは、原状回復が完了したことを指定管理者に通知し、利用者立会いの下、指定管理者の点検を受けるものとする。

2 指定管理者は、前項の点検が終わり、原状回復が適当であると認められる場合は、原状回復確認通知書を交付する。

(入場の制限)

第17条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者がいるときは、その入場を拒否し、又は退場を命じることができる。

- (1) 善良の風俗を乱し、又は他人に危害もしくは迷惑を及ぼす者
- (2) 飲酒又は薬物等の影響で酩酊^{めいてい}している者
- (3) 正当な理由なく爆発物その他危険物を所持している者
- (4) 騒じょう行為又は示威行為を行う者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、管理上支障があると認められる者
(係員の立入り)

第18条 指定管理者は、施設の管理上必要があると認めるときは、利用している施設に係員を立ち入らせることができる。この場合において、利用者は、これを拒むことができない。

(委任)

第19条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 条例付則第2項の規定により条例の施行前において行われる準備行為は、この規則の規定の例により行うことができる。

(市長の管理)

- 3 条例付則第3項から第6項までの規定により、指定管理者不在等期間に市長が施設を管理する場合における第4条から第18条までの規定の適用については、付則別表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

付則別表

第4条	指定管理者	市長
第5条	指定管理者は、個室等の利用者の選考に際して、市長と協議して決定した	市長は、別に定める
第6条	指定管理者	市長
第7条	指定管理者	市長
	利用料金	使用料

第8条	指定管理者	市長
第9条	条例第13条第2項	条例付則第4項第2号
第10条各号列記以外の部分	条例第13条第3項に規定する利用料金	条例付則第4項に規定する使用料
	指定管理者	市長
第10条第1号	利用料金	使用料
	指定管理者	市長
第10条第2号	指定管理者	市長
第11条第1項各号列記以外の部分	条例第14条に定める利用料金	条例付則第5項の規定により読み替えて適用する条例第14条の使用料
第11条第1項第1号及び第2号	指定管理者	小金井市
第11条第1項第3号	指定管理者	市長
第11条第2項	利用料金	使用料
	利用料金減免申請書	使用料減免申請書
	指定管理者	市長
第12条第1項各号列記以外の部分	条例第15条ただし書の規定により指定管理者が利用料金	条例付則第5項の規定により読み替えて適用する条例第15条ただし書の規定により市長が使用料
第12条第1項第1号ア	指定管理者	市長
	利用料金	使用料
第12条第1項第1号イ	指定管理者	小金井市
	利用料金	使用料
第12条第1項第1号ウ	利用料金	使用料
第12条第1項第2号ア	指定管理者	市長
第12条第1項第2号イ	指定管理者	小金井市
第12条第1項第2号ウ及びエ	指定管理者	市長
第12条第1項第3号ア	指定管理者	市長
第12条第1項第3号イ	指定管理者	小金井市
第12条第1項第3号ウ	指定管理者	市長
第12条第1項第3号エ	指定管理者	市長
	利用料金	使用料

第12条第2項	指定管理者	市長
第12条第3項	利用料金	使用料
第12条第4項	利用料金	使用料
	利用料金返還請求書	使用料返還請求書
	指定管理者	市長
第13条から第18条まで	指定管理者	市長

別表第1（第6条—第8条関係）

施設		申請の受付期間	変更申請書の提出期限	取消申請書の提出期限	延長申請書の提出期限
個室		—	変更事由が発生した翌日から起算して7日以内	当該利用日の3月前まで	承認期間の最終日の3月前まで
シェアブース				当該利用日の1月前まで	当該利用日の1月前まで
シェアスペース	1月	利用の開始前まで	利用の開始前まで（利用時間の変更については7日前）	利用日の7日前	利用日の7日前
	貸切利用	利用日の7日前	利用の開始前まで	利用の開始前まで	承認期間が終了するまで
	1日	利用の開始前まで	利用の開始前まで	利用の開始前まで	利用の開始前まで
商談室		利用の開始前まで	利用の開始前まで	利用の開始前まで	承認期間が終了するまで
附帯設備		利用の開始前まで	利用の開始前まで	利用の開始前まで	承認期間が終了するまで

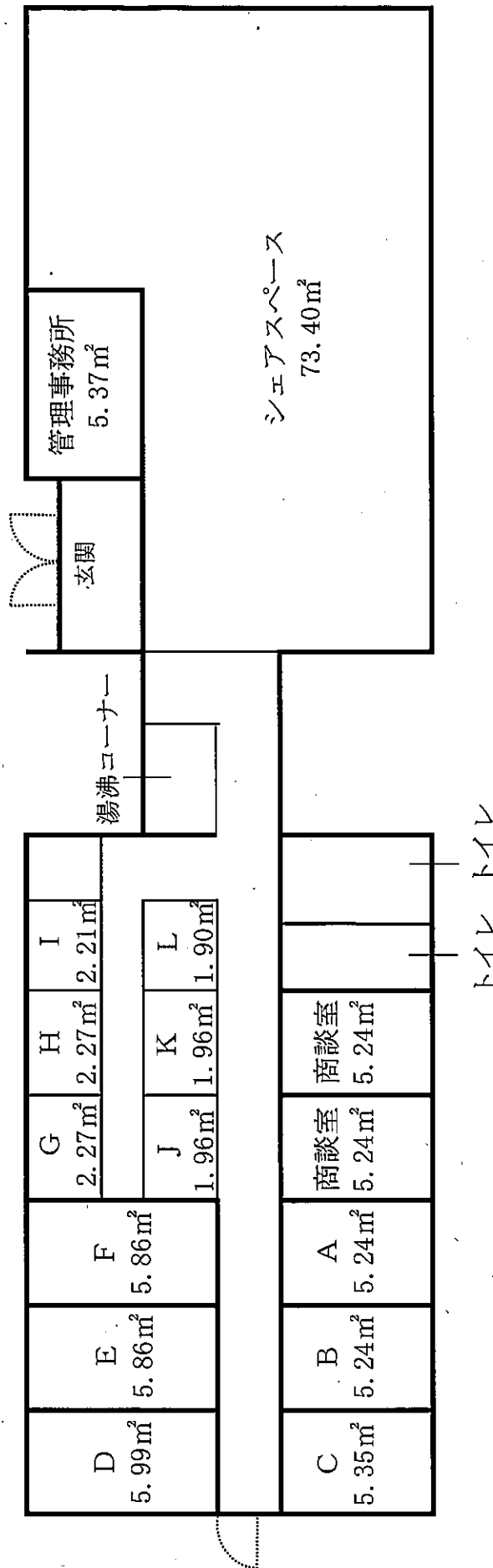
備考 申請の期限が休館日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い開館日を申請の期限とする。

別表第2（第9条関係）

附帯設備の名称	単位	単価
プロジェクター	1回につき	500円
マイク	1回につき	500円
ポスト	1月につき	500円
ロッカー	1月につき	1,500円

備考 個室等利用者については、ポストの利用は無料とする。

東小金井事業創造センター 平面図



※個室 (AからFまで)
 ※シェアスペース (GからLまで)

議案第66号

小金井市下水道条例の一部を改正する条例

小金井市下水道条例の一部を別紙のように改正する。

平成25年11月29日提出

小金井市長 稲葉孝彦

(提案理由)

消費税法の一部が改正されることに伴い、本条例の一部を改正する必要があるため、本案を提出するものであります。

小金井市下水道条例の一部を改正する条例

小金井市下水道条例（昭和44年条例第33号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「100分の105」を「100分の108」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の小金井市下水道条例第14条第1項の規定は、平成26年5月1日（以下「基準日」という。）後の汚水の排除に係る同年6月分の使用料から適用し、基準日以前の汚水の排除に係る使用料又は同年5月分として算定する使用料については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定による使用料の算定に当たっては、当該算定の対象となる各月の汚水排水量は均等に排出したものとみなす。

小金井市下水道条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正条例	現行条例	備考
<p>(使用料の算定方法) 第14条 使用料の額は、毎使用月において使用者が排除した汚水の量に<u>応じ、次の表に定めるところにより算定した額に100分の108</u>を乗じて得た額とする。ただし、1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。</p> <p>表 省略 2 省略</p> <p>付 則 (施行期日) 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。 (経過措置) 2 この条例による改正後の小金井市下水道条例第14条第1項の規定は、平成26年5月1日(以下「基準日」という。)後の汚水の排除に係る同年6月分の使用料から適用し、基準日以前の汚水の排除に係る使用料又は同年5月分として算定する使用料については、なお従前の例による。</p> <p>3 前項の規定による使用料の算定に当たっては、当該算定の対象となる各月の汚水排水量は均等に排出したものとみなす。</p>	<p>(使用料の算定方法) 第14条 使用料の額は、毎使用月において使用者が排除した汚水の量に<u>応じ、次の表に定めるところにより算定した額に100分の105</u>を乗じて得た額とする。ただし、1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。</p> <p>表 省略 2 省略</p>	<p>消費税法改正に伴う規定の整備</p>

議案第 67 号

小金井市有料自転車駐車場条例の一部を改正する条例

小金井市有料自転車駐車場条例の一部を別紙のように改正する。

平成 25 年 11 月 29 日提出

小金井市長 稲葉孝彦

(提案理由)

武蔵小金井北第 3 自転車駐車場、武蔵小金井南第 1 自転車駐車場及び東小金井北第 9 自転車駐車場を廃止し、並びに東小金井駅西側高架下自転車駐車場を新設する必要があるため、本案を提出するものであります。

小金井市有料自転車駐車場条例の一部を改正する条例

第1条 小金井市有料自転車駐車場条例（昭和58年条例第20号）の一部を次のように改正する。

別表第1 武蔵小金井北第3自転車駐車場の項を削る。

別表第2 武蔵小金井北第3の項を削る。

第2条 小金井市有料自転車駐車場条例の一部を次のように改正する。

別表第1 武蔵小金井南第1自転車駐車場の項を削る。

別表第2 武蔵小金井南第1の項を削る。

第3条 小金井市有料自転車駐車場条例の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

東小金井北第9自転車駐車場	小金井市梶野町五丁目1番
---------------	--------------

」

を

「

東小金井駅西側高架下自転車駐車場	小金井市緑町一丁目1番
------------------	-------------

」

に改める。

別表第2中

「

東小金井北第9	一時使用	100		150	
	定期使用	1,900	1,500	3,000	2,400

」

を

「

東小金井駅西側 高架下	一時使用		100		150	
	定期 使用	A区画	2,000	1,600	/	
		B区画	1,800	1,400		

」

に改める。

付 則

この条例中第1条の規定は平成26年2月1日から、第2条の規定は同年3月1日から、第3条の規定は同年4月1日から施行する。

議案第67号資料1

小金井市有料自転車駐車場条例の一部を改正する条例新旧対照表

(第1条関係)

改正条例		現行条例		備考
別表第1 (第2条関係)		別表第1 (第2条関係)		
名称	位置	名称	位置	
省略		省略		自転車駐 車場の廃 止
武蔵小金井北第1自転車駐車場	小金井市本町五丁目18番	武蔵小金井北第1自転車駐車場	小金井市本町五丁目18番	
省略		省略		同上
武蔵小金井北第3自転車駐車場	小金井市本町五丁目9番	武蔵小金井北第3自転車駐車場	小金井市本町五丁目9番	

別表第2 (第6条関係)		別表第2 (第6条関係)		備考	省略
自転車・ 駐車場		使用区分			
		一時使用	定期使用	自転車 一般	原動機付自転車 学生等
武蔵小金井北第1		100	1,500	100	150
			1,200	1,500	1,200
武蔵小金井北第3			1,900	1,900	1,500
省略		省略		省略	

(単位：円)

付 則 (抄)

この条例中第1条の規定は平成26年2月1日から(中略)施行する。

(第2条関係)

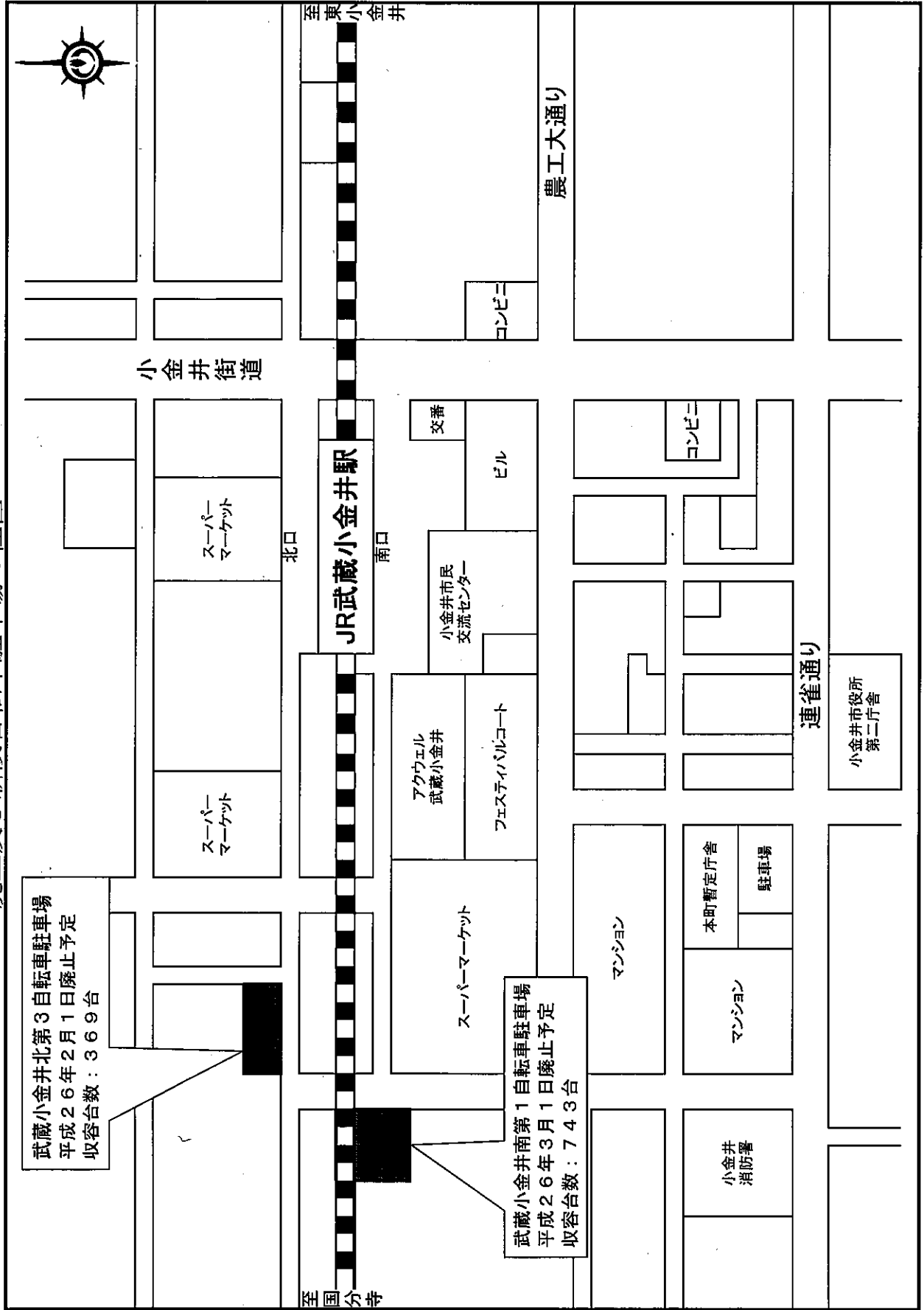
改正条例		現行条例		備考	
別表第1 (第2条関係)		別表第1 (第2条関係)			
名称	位置	名称	位置		
武蔵小金井南第2自転車駐車場	小金井市本町六丁目1番 省略	武蔵小金井南第1自転車駐車場	小金井市本町六丁目9番35号	自転車駐 車場の廃 止	
武蔵小金井南第2自転車駐車場	省略	武蔵小金井南第2自転車駐車場	省略		
別表第2 (第6条関係)		別表第2 (第6条関係)		同上	
(単位:円)		(単位:円)			
自転車 駐車場	使用区分	使用料			
		自転車		原動機付自転車	
		一般	学生等	一般	学生等
武蔵小金井南第1	一時使用	100			
武蔵小金井南第2	定期使用	1階		2,000	
		2階		1,200	
	屋外	1,800		1,400	
	一時使用	100			
	定期使用	1,900		1,500	
		3,000		2,400	
		省略			
備考 省略		備考 省略			

付 則 (抄)
この条例中 (中略) 第2条の規定は同年3月1日から (中略) 施行する。

(第3条関係)

改正条例		現行条例		備考
別表第1 (第2条関係)				
名称	位置	名称	位置	
省略	省略	省略	省略	
東小金井駅西側高架下自転車駐	東小金井市緑町一丁目1番	東小金井北第9自転車駐車場	小金井市梶野町五丁目1番	
車場				
省略	省略	省略	省略	
別表第2 (第6条関係)				
(単位:円)				
自転車駐車場	使用区分	使用料		
		自転車一般	学生等	原動機付自転車一般
東小金井駅	一時使用	100		150
西側高架下	定期使用	2,000	1,600	
	用	1,800	1,400	3,000
				2,400
備考 省略				
付則(抄)				
この条例中(中略)第3条の規定は同年4月1日から施行する。				
別表第1 (第2条関係)				
(単位:円)				
自転車駐車場	使用区分	使用料		
		自転車一般	学生等	原動機付自転車一般
東小金井北	一時使用	100		150
第9	定期使用	1,900	1,500	3,000
				2,400
備考 省略				
同上				
自転車駐車場の廃止及び新設				

廃止及び新設自転車駐車場の位置



武蔵小金井北第3自転車駐車場
平成26年2月1日廃止予定
収容台数：369台

武蔵小金井南第1自転車駐車場
平成26年3月1日廃止予定
収容台数：743台

至東小金井

至国分寺

小金井街道

農工大通り

連雀通り

小金井市役所
第二庁舎

北口

南口

JR武蔵小金井駅

スーパー
マーケット

スーパー
マーケット

アケル
武蔵小金井

スーパーマーケット

フェスティバルコート

小金井市民
交流センター

ビル

交番

マンション

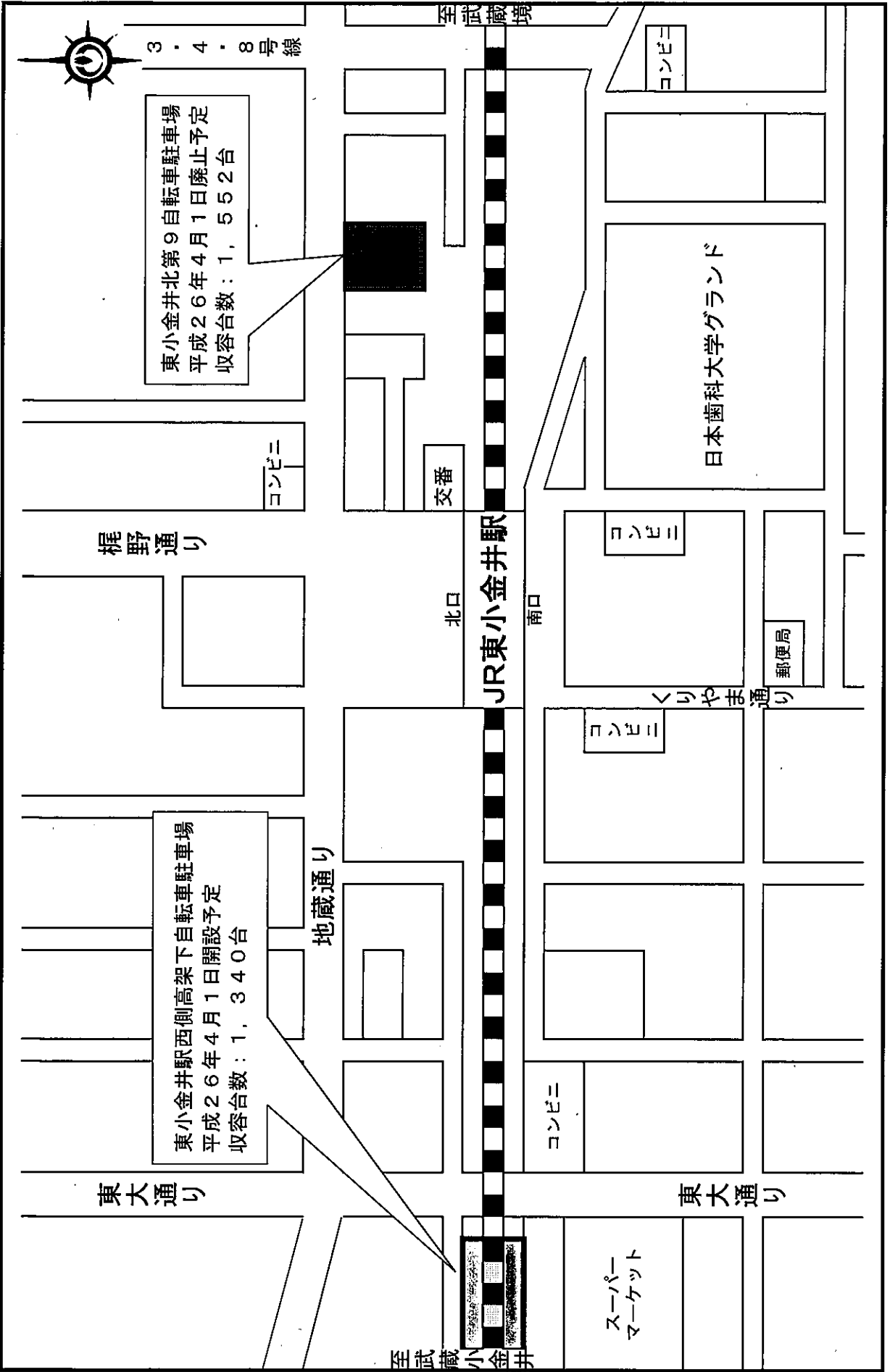
本町暫定庁舎

駐車場

マンション

コンビニ

小金井
消防署



東小金井北第9自転車駐車場
平成26年4月1日廃止予定
収容台数：1,552台

東小金井駅西側高架下自転車駐車場
平成26年4月1日開設予定
収容台数：1,340台

日本歯科大学グラウンド

スーパー
マーケット

梶野通り

東大通り

東大通り

地蔵通り

北口

南口

JR東小金井駅

至武蔵境

至武蔵境
小金井



3・4・8号線

コンビニ

交番

コンビニ

コンビニ

コンビニ

くりやま通り

郵便局

コンビニ

議案第68号

東京都市公平委員会共同設置規約の一部を改正する規約

東京都市公平委員会共同設置規約の一部を別紙のように改正する。

平成25年11月29日提出

小金井市長 稲葉 孝彦

(提案理由)

平成26年4月1日から三鷹市及びふじみ衛生組合が加入することに伴い、本規約の一部を改正する必要があるため、地方自治法第252条の7第3項の規定により、本案を提出するものであります。

東京都市公平委員会共同設置規約の一部を改正する規約

東京都市公平委員会共同設置規約（昭和四十二年四月一日規約第一号）の一部を次のように改正する。
別表中「立川市」を「立川市、三鷹市」に、「立川・昭島・国立聖苑組合」を「立川・昭島・国立聖苑組合、ふじみ衛生組合」に改める。

附 則

- 1 この規約は、平成二十六年四月一日から施行する。
- 2 この規約の施行の際、現に三鷹市公平委員会及びふじみ衛生組合公平委員会に対してなされた勤務条件に関する措置の要求、不利益処分の審査の請求及び市立学校の学校医等の公務災害補償の審査の請求（ふじみ衛生組合公平委員会は除く。）は、この規約による公平委員会に対してなされた勤務条件に関する措置の要求、不利益処分の審査の請求及び市立学校の学校医等の公務災害補償の審査の請求（ふじみ衛生組合公平委員会は除く。）とみなす。

新

旧

（ ）
は改正部分

別表

立川市、三鷹市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、昭和田
 院組合、小平・村山・大和衛生組合、東京都十一市競艇事
 業組合、東京都六市競艇事業組合、東京都四市競艇事
 業組合、南多摩斎場組合、立川・昭島・国立聖苑組合
 ふじみ衛生組合、東京市町村総合事務組合

別表

立川市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、
 小平市、日野市、東村山市、国分寺市、昭和田
 院組合、小平・村山・大和衛生組合、東京都十一市競艇事
 業組合、東京都六市競艇事業組合、東京都四市競艇事
 業組合、南多摩斎場組合、立川・昭島・国立聖苑組合、
 東京市町村総合事務組合

附則

1 この規約は、平成二十六年四月一日から施行する。

2 この規約の施行の際、現に三鷹市公平委員会及びふじみ衛生組合公平委員会に対してなされた勤務条件に関する措置の要求、不利益処分の審査の請求及び市立学校の学校医等の公務災害補償の審査の請求（ふじみ衛生組合公平委員会は除く。）は、この規約による公平委員会に対してなされた勤務条件に関する措置の要求、不利益処分の審査の請求及び市立学校の学校医等の公務災害補償の審査の請求（ふじみ衛生組合公平委員会は除く。）とみなす。

議案第69号

市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定により、次のように認定する。

調書

整理 番号	路線名	起 点	終 点
815	市道第815号線	貫井北町一丁目585番1地先	本町五丁目1793番75地先

平成25年11月29日提出

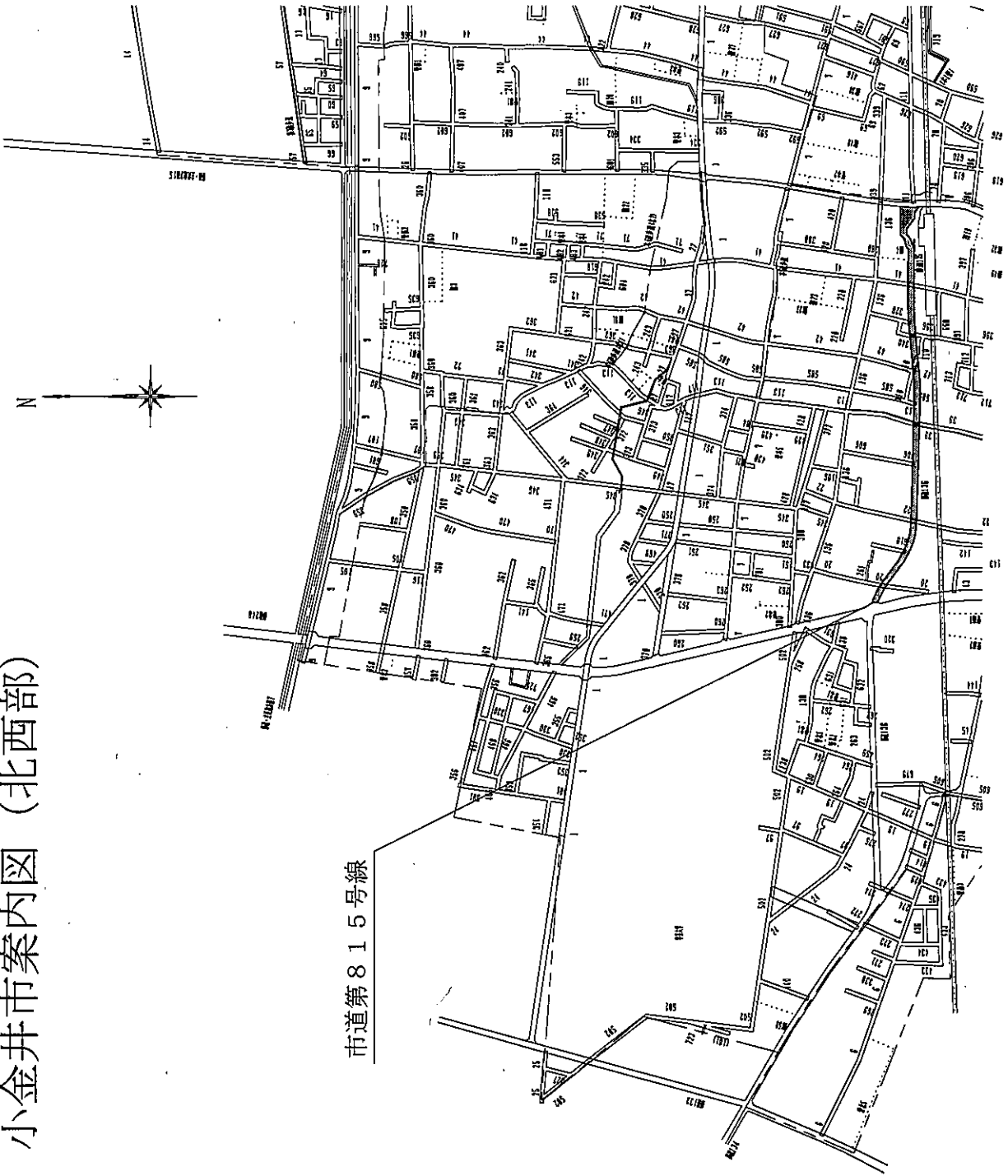
小金井市長 稲葉孝彦

（提案理由）

既存の都道武蔵小金井停車場線及び武蔵小金井停車場貫井線の一部の道路（行幸通り）を管理するために、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を要することから、本案を提出するものであります。

議案第69号資料1

小金井市案内図 (北西部)



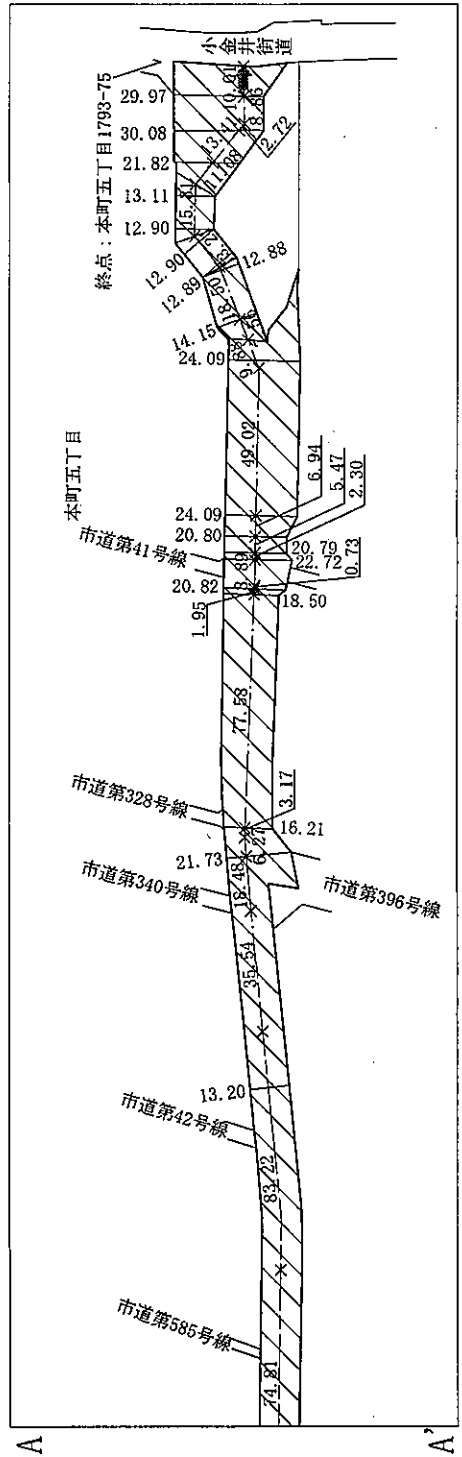
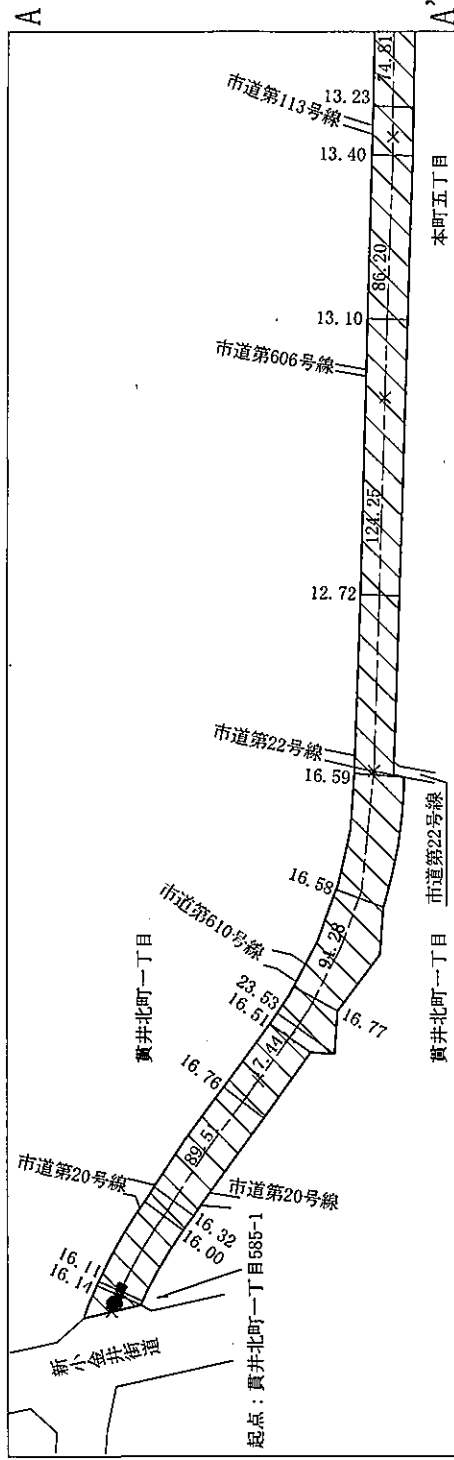
市道路線認定見取図



凡 例



認定路線箇所



市道第815号線

幅員 12.72m~30.08m

延長 896.59m

議案第70号

東小金井駅西側高架下自転車駐車場の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定による公の施設の管理を行わせる者を下記のとおり指定する。

平成25年11月29日提出

小金井市長 稲葉孝彦

記

- 1 管理を行わせる公の施設の名称及び位置
名称 東小金井駅西側高架下自転車駐車場
位置 小金井市緑町一丁目1番
- 2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
名称 公益社団法人 小金井市シルバー人材センター
所在地 東京都小金井市貫井北町一丁目8番21号
- 3 指定の期間
平成26年4月1日から平成28年3月31日まで

（提案理由）

東小金井駅西側高架下自転車駐車場に係る指定管理者を指定する必要があるため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案を提出するものであります。

公益社団法人 小金井市シルバー人材センターの概要

- 1 設 立 昭和55年12月1日
- 2 役員数 理事19人、監事2人
- 3 会員数 1,196人(平成25年10月28日現在)
- 4 職員数 12人(平成25年10月28日現在)
- 5 設立目的 小金井市シルバー人材センターは、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」に基づき、国、東京都、小金井市からの援助を受けて運営されている公益社団法人である。企業や家庭、公共団体などから様々な仕事を引き受けて、地域の経験豊かな高齢者の方々に仕事を提供する媒体であり、働くことを通じて高齢者の生きがいと健康づくりを進め、活力ある地域社会づくりに貢献することを目的とする。
- 6 事業実績
 - (1) 駐輪場管理事業
 - (2) 広報配布事業
 - (3) 家事援助・育児支援事業
 - (4) リビングサポート事業
 - (5) 除草事業
 - (6) 出張ヘアカット事業
 - (7) 植木剪定事業
 - (8) 自転車保管所管理事業
 - (9) ふすま事業
 - (10) 自動車運転事業
 - (11) 筆耕事業
 - (12) リサイクル事業
 - (13) 手工芸事業
 - (14) 教室事業
 - (15) パソコン事業
 - (16) 市主催の敬老会運営支援業務

工事請負金額1,000万円以上の契約締結についての報告

平成25年 8月 1日から
平成25年10月31日まで

総務企画委員会

番号	契約 番号	契約締結日	契約 件 名	契約 業 者 名	契 約 金 額 (円)	工 期	工 事 概 要	契 約 方 法	進 捗 率 (%)
1	5929-0	平成25年10月15日	ベンチャー・SOHO事務所整備工事	(株) 鈴木工務店	¥50,295,000	平成25年10月16日から 平成26年2月28日まで	1 工事概要 事務所新築工事 建築工事、電気設備工事、機械設備工事 建物概要 鉄骨造(プレハブ) 平家建 建築面積 179.33㎡ 延べ面積 177.97㎡ 2 外壁 窯業系サイディング 屋根 折板 3 内部仕上げ 床 タイルカーペット、ビニル床シート 壁 ビニル壁紙、化粧けい酸カルシウム板 天井 化粧吸音板	制限付一般 競争入札5 者	5

進捗率は、平成25年11月1日現在

小金井市全図

総務企画委員会



バンチャー・SOHO事務所整備工事